公開買付けの開示に関する留意事項について (公開買付開示ガイドライン)

(案)

令和6年●月 金融庁企画市場局

【省略用語例】

本ガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すも のである。

法………金融商品取引法(昭和23年法律第25号)

令……金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)

他社株府令……発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2年大蔵省令第38号)

企業内容等開示ガイドライン…企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等 開示ガイドライン)(平成 11 年大蔵省金融企画局)

A 共通事項

(趣旨)

1 本ガイドラインは、発行者以外の者による株券等の公開買付けに係る開示書類の審査を行う関東財務局に対して審査に当たっての留意事項を示すとともに、法令上記載が求められる開示事項等についての考え方を示すことを目的としたものである。

なお、本ガイドラインにおいて明示された事項に限らず、法令等の解釈・適用に当たっては、法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされることが適当であり、法令の範囲内において本ガイドラインと異なる取り扱いをすることを妨げるものではない。

(事務処理の範囲)

2 関東財務局は、原則として、公開買付届出書及びその訂正届出書、公開買付報告書及びその訂正報告書、意見表明報告書及びその訂正報告書、対質問回答報告書及びその訂正報告書並びに公開買付撤回届出書(これらの添付書類を含む。以下「公開買付届出書等」という。)の受理時における審査等を行うほか、公益又は投資者保護のため、開示内容を速やかに訂正する必要があると考えられる場合等においては、公開買付届出書等の受理後、公開買付けの買付期間中又はその末日経過後における審査等を行うことに留意する。

当該審査等は、公開買付届出書等が、法、令、他社株府令、本ガイドライン等の定めに従い、投資者の投資判断に必要な情報が適切かつ十分に記載されているか、当該公開買付届出書等に係る公開買付けが、法、令及び他社株府令の定めを遵守し、本ガイドライン等を踏まえて実施されているかという観点に基づき実施する。また、当該審査等に当たっては、客観的・中立的な立場で臨むものとし、関東財務局が特定の立場に偏った審査等を実施してはならないこと、当事者間で協議・交渉が行われている場合には、適切な協議・交渉を不当に妨げることがないようにすることに留意する。

なお、金融庁担当課室は、関東財務局の当該審査等の事務に対し、指導・助言を行う

ことを基本とする。

(事前相談)

3 公開買付届出書(その訂正届出書を含む。以下3において同じ。)の提出後にその記載内容に重要な事項の不備があることが発見される等により訂正届出書の提出が必要となった場合には、公開買付期間が延長され、当初予定された日程の変更が避けられないことがあり得る。そのため、関東財務局は、公開買付届出書の記載内容について事前の相談に応じることとする。

また、公開買付開始公告に先立ち公開買付けを実施する予定又はその可能性があることの公表(以下「予告公表」という。)をする場合において、当該予告公表に係る公表文が、その後に提出される公開買付届出書の内容と相応に重複する内容を含むものであるにもかかわらず、当該公表文と当該公開買付届出書の記載に重要な齟齬が生じることとなれば、投資者の混乱を生じさせるおそれがある。このため、公開買付届出書の事前の相談を先行させる趣旨で、当該公表文の記載内容について事前の相談に応じることとする。

意見表明報告書(その訂正報告書を含む。以下3において同じ。)については、関東 財務局の審査等の対象であるが、対象者の「公開買付けに関する意見の内容、根拠及び 理由」等の意見表明報告書に記載されるべき重要な事項が当該公開買付けに係る公開 買付届出書に記載される場合には、重複を回避する観点から、原則として意見表明報告 書の記載内容の事前の相談には応じない。ただし、対象者から個別に意見表明報告書の 記載内容について事前の相談の申出があった場合は、個別の事情を踏まえこれに応じ るか否かを検討する。

事前の相談は、記載上の主要な論点について行われるものであって、関東財務局が記載内容全てを事前に確認するために行うものではないことに留意するとともに、提出される開示書類の真実性、正確性、適法性等を保証するものではないことに留意する。

また、本ガイドラインの「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」の問 48 に対する回答のとおり、例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がないにもかかわらず、予告公表において公開買付けを実施する可能性があることに言及するような場合、風説の流布(法第 158 条)や相場操縦行為(法第 159 条第 2 項第 2 号)等に該当する場合もあり得るところ、当該予告公表について、事前の相談が行われたことをもって、これらに該当しないことを保証するものではないことに留意する。

(公開買付届出書等の記載における一般的な留意事項)

4 関東財務局は、公開買付届出書等の記載内容の審査に当たって、次の一般的な観点も 踏まえ、個別の事情、具体的な事案等に応じて、投資情報として重要な事項であるか否 かを実質的に判断して審査を行う必要があることに留意する。また、投資者の投資判断 に誤解を生ぜしめないためには、公開買付届出書の様式に個別に規定されていない事項であっても、投資情報として重要な事項であれば重点的に審査する必要がある一方、投資情報として必ずしも重要でない事項について、総花的・画一的な審査を行うことのないよう留意する。

(1) 全部取得を目的とする公開買付けの場合

公開買付者が単独で又は他の者と共同して、対象者が発行する株券等の全部を取得し、又は保有することを目的とする公開買付け(以下「全部取得を目的とする公開買付け」という。)の場合、一般的には、当該公開買付けが成立すれば対象者の株主等として残存する余地のない投資者にとっては、当該公開買付けにおける公開買付価格の公正性に関する情報が投資情報として重要であるため、当該情報が適切に開示されているか否かを重点的に審査する。ただし、当該公開買付けにおける買付予定数の下限その他の事情を踏まえ、当該公開買付けの成立にかかわらずその目的を達することができないおそれが見込まれる場合には、その蓋然性に応じ、(2)の場合に準じて審査する。

(2) 部分取得を目的とする公開買付けの場合

対象者が発行する株券等の一部を取得し、又は保有することを目的とする公開買付け(以下「部分取得を目的とする公開買付け」という。)の場合、一般的には、当該公開買付けの成立後も対象者の株主等として残存する余地のある投資者にとっては、当該公開買付けにおける公開買付価格の公正性に関する情報のほか、当該公開買付けの目的及びこれを踏まえた当該公開買付けの後における経営方針や株券等の追加取得又は第三者への譲渡の予定等に関する情報が投資情報として重要であるため、これらの情報が適切に開示されているか否かを重点的に審査する。ただし、公開買付者が特定の者のみから株券等を取得することを目的として時価よりも低い公開買付価格で実施するディスカウント TOB 等、当該特定の者以外の株主が公開買付けに応募することが見込まれないような場合には、当該公開買付けにおける公開買付価格の公正性に関する情報は、必ずしも投資情報としての重要性が高いとはいえないことに留意する。

なお、特に記載のない限り、公開買付届出書等の開示に関する一般的な留意事項については企業内容等開示ガイドラインを参照するものとする。

B 基本ガイドライン

関東財務局は、公開買付届出書等の記載内容の審査等に当たって、企業内容等開示ガイドラインA (共通事項) 1-7 (一般的な開示書類の記載における留意事項) 及び本ガイドラインA (共通事項) 4 (公開買付届出書等の記載における一般的な留意事項) において掲げられた一般的な観点に留意するとともに、以下の審査要領に従い、これを実施するものとする。

なお、公開買付届出書等の記載内容の不備等の確認のため、必要に応じて公開買付者及び 対象者に具体的な説明や資料の提出を求めることとする。ただし、説明を受け、又は資料に 記載された事項を公開買付届出書等に記載することを求めることについては、個人のプラ イバシーや会社の営業秘密を害することとならないよう、十分配慮することに留意する。当 該説明が日本語によらずになされ、又は当該資料が日本語をもって記載されたものでない ときは、その訳文の提出を受けて内容を確認する必要がある点に留意する。

また、公開買付届出書等に記載する内容が、複数の記載項目において重複することとなる 場合には、参照先を明示する等により、いずれかの記載項目における記載を省略することが できる点に留意する。

I. 公開買付届出書

他社株府令第二号様式に従い、次の点に留意する。

第1【公開買付要項】関係

2【買付け等をする株券等の種類】関係

(複数の種類の株券等)

- 第1-2 【買付け等をする株券等の種類】に、複数の種類の株券等が記載される場合には、公開買付けの対象となる株券等が明確に特定されるように、対象者の定款上の記載、回号、当該株券等の発行を決議した日その他の客観的な事項を用いて記載されているか審査する。
- 3 【買付け等の目的】関係

【買付け等の目的】の欄には、次に掲げる事項が記載されることが実務上一般的である。 これらの事項の審査は、第1-3-1から第1-3-10までに留意して行うこととする。

- ① 公開買付けの概要
- ② 公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程
- ③ 対象者における公開買付けに対する意思決定の過程並びにその内容及び理由
- ④ 公開買付け後の経営方針
- ⑤ 公開買付けの公正性を担保するための措置
- ⑥ 公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)
- ⑦ 上場廃止等となる見込み及びその理由
- ⑧ 公開買付けに係る重要な合意
- ⑨ 公開買付け後の追加取得の予定
- ⑩ 同一の目的を有する他の取引等

(公開買付けの概要)

- 第1-3-1 【買付け等の目的】には、公開買付けの概要として、公開買付けの目的の概要、公開買付者、その特別関係者及びその他の当該公開買付けの関係者が所有する対象者の株券等の数、公開買付けを含む一連の取引の概要、買付予定数の上限及び下限、対象者の意見の概要、公開買付けに係る重要な合意等が記載されることが一般的である。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - ① 全体として、公開買付けに関する重要な事項が端的に記載されているか、参照先を 明示することで記載の重複が回避されているか、不必要な重複又は冗長な記載がな されていないか等の観点から審査する。また、参照先の記載内容を意図的に取捨選択 すること等により、概要の記載が投資者の誤解を招くものとなっていないか審査す

る。

- ② 公開買付けの目的の実現のために実施される一連の取引が複雑な場合等(例えば、公開買付けの前後に関連取引が実施される場合や、公開買付け後に公開買付者又は対象者に再出資する株主等、公開買付けに関連する当事者が多数存在する場合等)には、当該取引の全体像や各当事者との関係等について、図表等の活用を含めて、投資者にとって分かりやすい記載となっているか審査する。
- ③ 公開買付者が、公開買付届出書提出日現在、対象者の株券等を所有しているか否か並びに所有している場合におけるその数及び所有割合(その計算方法を含む。)が記載されているか審査する。また、対象者の株券等を所有する者のうち、公開買付者の特別関係者、公開買付者との間で応募契約その他の公開買付けに係る重要な合意をしている者(公開買付者に対して応募又は不応募についての意向表明をしている者を含む。)その他のその所有する株券等の数が投資情報として重要である者について、その数及び所有割合(その計算方法を含む。)が記載されているか審査する。
- ④ 公開買付けの目的と買付予定数の上限及び下限が整合的か審査する。特に、全部取得を目的とする公開買付けにおいて、公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が有する議決権が総株主の議決権の3分の2を下回るおそれがある買付予定数の下限を設定する場合には、公開買付者において当該買付予定数の下限が買付け等の目的の達成のために必要かつ適当と考えた理由について、具体的に記載されているか審査する。

(公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程)

- 第1-3-2 【買付け等の目的】には、公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程として、公開買付者又は対象者の概要並びに対象者等との協議・交渉の経緯及び概要が記載されることが一般的である。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - ① 公開買付者又は対象者の概要

公開買付者又は対象者の概要として、例えば、公開買付者又は対象者についての、 事業の概要、商号変更の経緯、その発行する株式が上場有価証券であるか否かの別 (上場有価証券である場合には、上場する金融商品取引所及び市場区分の名称を含 む。)、公開買付者と対象者が現在の資本関係を構築するまでの経緯の概要が記載さ れることが考えられる。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項について 留意する。

イ 全部取得を目的とする公開買付けにおいては、当該公開買付けが成立すれば対象者の株主等として残存する余地のない投資者にとって、公開買付者の概要に関する情報の重要性は相対的に低くなることが多い。このため、公開買付者の概要に関する情報については、原則として、投資者の投資判断に重大な誤解を生じさせる

ような記載がないかという観点からの審査で足りる。

- ロ 部分取得を目的とする公開買付けの場合には、当該公開買付けの成立後も公開 買付者以外の投資者が対象者の株主等として残存する余地があることを踏まえ、 公開買付者の概要に関する情報が、公開買付者の実態が明らかになるように記載 されているか審査する。ただし、公開買付者が継続開示会社である場合には、当該 公開買付者に係る直近の有価証券報告書等の継続開示書類に記載された事実の程 度で記載されているかの審査で足りる。
- ハ 公開買付者が、当該公開買付けのために設立又は組成された法主体又は組合である場合等、実質的な意思決定を行う者が他に存在する場合には、その旨及び当該 実質的な意思決定を行う者と当該公開買付者との資本関係その他の事項が記載され、当該実質的な意思決定を行う者の概要が明らかになっているか審査する。この場合における当該実質的な意思決定を行う者の概要に関する記載に係る留意事項については、イ及び口を準用する。
- 二 公開買付者(ハに定める実質的な意思決定を行う者を含む。以下ニにおいて同じ。)と対象者が現在の資本関係を構築するまでの経緯の概要の記載については、原則として、公開買付者が公開買付届出書提出日現在の対象者との資本関係を構築するまでの詳細な経緯(取得日や取得の相手方、取得の目的等の情報)の記載までは求めないことに留意する。例えば、自己株式数を考慮した議決権割合の記載は必ずしも必要ではなく、実務上確認可能な限りで、当時の発行済株式数に対する所有割合が記載されていれば足りる。また、発行済株式数の確認が困難な場合には、「〇株を取得して子会社とした」等の記載で足りる。

また、公開買付届出書提出日から5年以上前の経緯の記載までは求めないことに留意する。

- ホ 対象者の概要に関する情報については、対象者の直近の有価証券報告書等の継 続開示書類に記載された事実の程度で記載されているかの審査で足りる。
- ② 対象者等との協議・交渉の経緯及び概要
 - イ 公開買付けの実施の決定に当たって、対象者(対象者が公開買付けに係る意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保すること等を目的として設置するいわゆる特別委員会を含む。)との協議・交渉が行われている場合には、例えば、協議・交渉事項並びに協議・交渉の概要、態様及び経過(主体、時期及び方法を含む。)が記載されることが考えられる。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(i)協議・交渉の時期

協議・交渉時期については、原則として各協議・交渉の具体的な日付を記載することが望ましいが、その記載が適当でない場合又は困難な場合には、各協議・交渉が区別できる限り、上・中・下旬という形で記載されれば足りる。ただ

し、公開買付者又はその特別関係者から、対象者に対して公開買付けに係る最初の正式な提案がなされる場合、当該提案をもって対象者において公開買付けに関する本格的な検討が開始されることが多いため、特段の事情がない限り、 当該提案の具体的な日付が記載されているか審査する。

(ii)協議・交渉における買付条件等の提案

公開買付者若しくはその特別関係者から、対象者に対して公開買付価格その他の買付条件等に係る提案がなされ、又は公開買付者若しくはその特別関係者が、対象者から、公開買付価格その他の買付条件等に係る提案若しくは回答を受ける場合、特段の事情がない限り、当該提案又は回答の日付と提案に係る価格(具体的な価格が提示されず、その考え方のみが提示された場合には、当該考え方)その他の買付条件等が記載されているか審査する。

なお、公開買付価格その他の買付条件等の交渉に関する一方当事者の内心の みに係る事項や協議・交渉上の秘密等については、これらの開示を求めること で適切な協議・交渉を妨げることがないよう留意する。

(iii) 提示した公開買付価格の時価からの乖離

公開買付者又はその特別関係者が具体的な価格(計算式を含む。)を提案した場合(公開買付けの対象となる株券等に市場価格がある場合に限る。)には、当該価格に加え、当該価格の提案時点における時価(提案した日の前営業日における市場価格をいう。以下(iii)において同じ。)に比したプレミアム率(公開買付価格が時価を上回る場合において、公開買付価格から時価を控除した金額の時価に対する割合をいう。以下同じ。)又はディスカウント率(公開買付価格が時価を下回る場合において、時価から公開買付価格を控除した金額の時価に対する割合をいう。以下同じ。)が記載されているか審査する。

- ロ 公開買付者又はその特別関係者が、対象者の株主や公開買付けに係る重要な合意の相手方(意向表明を行った者を含み、対象者を除く。)との間で公開買付けに関して協議・交渉を行っている場合には、当該株主又は当該相手方との協議・交渉の重要性に応じ、当該株主若しくは当該相手方又は対象者との適切な協議・交渉を妨げない範囲で、対象者との協議・交渉の内容に準じて協議・交渉の内容が記載されているか審査する。
- ハ 公開買付者が対象者との事前の協議・交渉を行わずに公開買付けを開始する場合には、事前の協議・交渉を行わずに公開買付けを開始する目的が明らかとなるように、当該事前の協議・交渉を行わなかった理由が具体的に記載されているか審査する。

また、公開買付者が対象者との事前の協議・交渉は行ったものの、対象者の賛同を得ずに公開買付けを開始する判断に至った場合には、対象者の賛同を得ずに公開買付けを開始する目的が明らかとなるように、それまでの協議・交渉の内容及び

当該判断の理由が具体的に記載されているか審査する。

(対象者における公開買付けに対する意思決定の過程並びにその内容及び理由)

- 第1-3-3 【買付け等の目的】には、対象者が公開買付けに賛同する意向を示している場合には、賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由(①において「対象者の意見の内容等」という。)が記載されることが一般的である。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - ① 対象者が公開買付者との間で公開買付けに関し協議・交渉する立場にあることを 踏まえ、対象者の意見の内容等の記載の審査に当たっては、公開買付者を経由しない 形での関東財務局との連絡を許容する等、当事者の属性に留意しつつ対応する。
 - ② 公開買付けに関する意見として、公開買付けの実施に係る意見と公開買付けへの応募に係る意見を区別する場合には、例えば、公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明しつつ、公開買付けに応募することを勧めない旨の意見を表明する場合等、その意見の関係性が投資者にとって明確でない場合があり得る。このような場合には、これらの意見の関係性が明確となっているか否か、例えば、応募を勧めない理由及び応募を勧めないにもかかわらず公開買付けの実施に賛同する理由が記載されているか審査する。
 - ③ 全部取得を目的とする公開買付けの公開買付価格が対象者の直近の1株当たり純 資産額を下回る水準となる場合には、当該1株当たりの純資産額及び当該公開買付 価格が当該1株当たり純資産額を下回る割合(当該1株当たり純資産額と当該公開 買付価格の差額を当該1株当たり純資産額で除した割合)が記載されているか審査 する。

この場合において、対象者が当該公開買付価格に公正性・合理性があると認めたときには、その判断根拠(当該公開買付価格と当該1株当たり純資産額の差額に対する評価も含む。)が、対象者の個別具体的な事業内容、財務状況等を踏まえて、適切かつ具体的に記載されているか審査する。

④ 対象者が過去の同種案件のプレミアム率を踏まえて公開買付価格の公正性・合理性を検討した場合には、当該過去の同種案件の範囲及び内容が明らかになるように、当該過去の同種案件の選出方法(同種案件として選出された取引の類型、採用した過去案件の対象期間及び件数を含む。)及び当該プレミアム率(複数の同種案件における平均値や中央値を参照した場合には、当該具体的な値)が記載されているか審査する。

この場合において、公開買付価格のプレミアム率が過去の同種案件のプレミアム率のうちの全部又は一部を下回るにもかかわらず、対象者において当該公開買付価格に公正性・合理性があると認めた場合には、当該判断に至った理由(過去の同種案件のプレミアム率を下回ることへの評価を含む。)が具体的に記載されているか審査

する。

- ⑤ 対象者が部分取得を目的とする公開買付けと同時又は近接した時点で、公開買付者を割当先とする当該公開買付けの公開買付価格を下回る払込金額での第三者割当増資を実施する場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当し、かつ、当該第三者割当増資を組み合わせたとしても、当該公開買付けのみで目的の遂行を図る場合に比べて、対象者の既存株主(当該第三者割当増資を引き受ける者を除く。)にとって不利とならないと対象者が判断する場合には、その理由が記載されているか審査する。
 - イ 当該第三者割当増資が、当該公開買付けの目的を達するための一連の取引として実施される場合
 - ロ 当該第三者割当増資の払込金額が当該公開買付けの公開買付価格を下回るにもかかわらず、対象者が当該公開買付けに賛同又は応募推奨の意見を表明する場合なお、イに関して、対象者が資金調達のみを目的とするとして第三者割当増資を実施する場合であっても、次の(a)から(c)までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該第三者割当増資は、公開買付けの目的を達するための一連の取引として実施されるものと考えられることに留意する。
 - (a) 公開買付けの結果のみでは当該公開買付けの目的を達することができない買付 予定数の上限を設定する場合等、第三者割当増資が実施されないと当該公開買付け の目的を達成することができないとき
 - (b) 当該第三者割当増資が当該公開買付けの成立を条件として実施される場合
 - (c) 当該公開買付けにより公開買付者が取得する株式の数に応じて発行株式数の調整が行われる等、当該第三者割当増資が当該公開買付けの結果を踏まえて実施される場合
- ⑥ 対象者が公開買付けに関する意思決定を行うに際して、非公開化による資金調達の困難化、大株主の異動による異動前の大株主との間の業務提携や取引関係の終了等、当該公開買付けによる対象者への悪影響が生じるおそれについて検討している場合には、当該悪影響の内容が記載されているか審査する。
- ⑦ 対象者の公開買付けに関する意見の内容等の記載の変更に伴う公開買付届出書の 訂正の要否については、次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定 める点に留意しつつ、審査する。
 - イ 当初の公開買付届出書において、対象者の意見の内容、根拠及び理由を公開買付者において認識していない旨が記載されている場合 公開買付けが開始された後、対象者において当該公開買付けに関する意見の内容(賛同、反対、中立、応募推奨の是非等)又は投資情報として重要な意見の根拠若しくは理由が開示され、それを公開買付者が認識した場合には、訂正届出書の提出が必要となる。
 - ロ 公開買付届出書又はその訂正届出書において、対象者の意見の内容、根拠及び理

由が記載されている場合 公開買付届出書又はその訂正届出書に記載された内容と異なる意見の内容が対象者から表明された場合には、これらの内容の差異が軽微であるときを除き、訂正届出書の提出が必要となる。また、公開買付届出書又はその訂正届出書に既に記載された意見の根拠又は理由と異なる意見の根拠又は理由が対象者から開示された場合にも、投資情報として重要な事項に変更があるときには、訂正届出書の提出が必要となる。

(公開買付け後の経営方針)

- 第1-3-4 【買付け等の目的】には、公開買付け後の経営方針として、公開買付け後に公開買付者が予定している施策が記載されることが一般的である。これらの記載の審査については、次に掲げる事項に留意する。
 - ① 部分取得を目的とする公開買付けの場合には、当該公開買付けの成立後も公開買付者以外の投資者が対象者の株主等として残存する余地があることを踏まえ、公開買付け後の経営方針の内容や理由、時期等について、次に掲げる事項に留意しつつ、可能な限り具体的に記載されているか審査する。なお、公開買付け後の経営方針の内容については、経営陣の交代等の組織上の施策と新規事業の開始等の事業上の施策とが区別されて記載されているか審査する。
 - イ 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程に関する記載として、特に、公開買付け後の経営方針について次の(i)から(iii)までに掲げる場合には、当該(i)から(iii)までに定める事項が記載されているか審査する。
 - (i) 対象者が公開買付け後に公開買付者又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社をいう。)の資本又は資金を利用することを期待するような記載が存在する場合 当該資金調達に係る事実やその予定
 - (ii) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程に関する記載で対象者の経営上の課題が指摘されている場合 当該経営上の課題の解決策に係る想定
 - (iii) 公開買付けにより対象者の既存株主との資本関係が解消される場合 対象者と既存株主との間の契約関係の有無、既存株主及び公開買付者(その特別関係者を含む。)から対象者への役員派遣の有無並びにこれらについての今後の予定
 - ロ 経営方針として記載すべき施策の予定については、確実な予定として公開買付 届出書提出日時点で決定し、若しくは内定し、又は合意している事実が存在するこ とは必要なく、公開買付者として具体的に想定している事項が存在する場合には、 これが記載されているか審査する。
 - ハ 新任の役員の選任又は既存の役員の辞任若しくは解任(以下ハにおいて「選解任」

という。)の予定(株主総会における役員の選解任に係る議決権行使の予定を含む。)の有無が記載されているか審査するとともに、これらの予定がある場合には、当該者の氏名(特定されている場合)及び属性並びに選解任の理由が記載されているか審査する。

② 全部取得を目的とする公開買付けの場合には、一般に、対象者株主でなくなる投資者にとって、買付け後の経営方針は投資情報としての重要性が高くないと考えられるため、通常、概括的な記載で足りるものとする。

(公開買付けの公正性を担保するための措置)

- 第1-3-5 【買付け等の目的】には、公開買付けの公正性を担保するための措置として、公開買付者又は対象者が講じた公開買付けの公正性を担保するための措置(以下「公正性担保措置」という。)の内容が記載されることが一般的である。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - ① 対象者が独立性を有する特別委員会を設置している旨が記載される場合には、当該委員会の各委員が、公開買付者、その特別関係者(実質的に公開買付けの意思決定を行う者に限る。)、対象者及び公開買付者と応募契約を締結する株主(以下「応募株主」という。) その他の関係者からの独立性を有する理由について記載されているか審査する。また、当該委員会の各委員が対象者の社外取締役又は社外監査役でない場合には、当該委員の選任理由が記載されているか審査する。
 - ② 公開買付者、その特別関係者、対象者又は特別委員会が株式価値の算定機関等の第三者から公開買付けの対象となる株券等に関する算定書又はフェアネスオピニオン(以下これらを総称して「株式価値算定書等」という。)を取得している旨が記載される場合には、株式価値算定書等の作成主体及び内容(前提条件を含む。)が記載されているか審査する。また、公正性担保措置を講じていると記載しながら、対象者が株式価値算定書等を取得していない場合には、その理由が記載されているか審査する。
 - ③ 公開買付者、その特別関係者、対象者又は特別委員会が株式価値算定書等を取得した旨が記載される場合には、公正性担保措置としての記載内容の不備等を審査するため、株式価値算定書等を含む関連資料の確認を要する場合があることに留意する。この場合においては、当該関連資料が当事者間の協議・交渉に用いられるものであり、その内容を他方の当事者に知られた場合には適切な協議・交渉を妨げるおそれがあること、当事者や第三者の機密事項が記載されているおそれがあること等に配慮し、資料提出者から関東財務局への直接の連絡窓口を設けた上で資料を受領し、資料提出者以外の当事者への当該資料の共有を行わない等、その取扱いについて十分留意する。
 - ④ 対象者の特別委員会又はアドバイザー(株式価値算定書等の作成者を含む。以下④

において同じ。)が対象者からの独立性を確保している旨が記載される場合には、当該特別委員会の委員又はアドバイザーに支払われるべき報酬の報酬体系(例えば、当該報酬が公開買付けの成否又は当該公開買付けに係る取引若しくは手続の進捗に関連して決定される場合には、その旨)が記載されているか審査する。

⑤ 対象者が入札手続その他の方法によって公開買付者以外の者を含む複数の者に公開買付け又はこれに類似する取引の実施を打診したことが公正性担保措置として記載される場合には、適切な入札手続を妨げ、又は当該公開買付者以外の者の正当な利益を害することとならない範囲で、当該打診の具体的な内容(当該打診をした者の数、属性等を含む。)並びに当該打診の結果を踏まえた判断の内容及び理由(当該公開買付者以外の者による取引に賛同せず、公開買付者による公開買付けに賛同する旨の判断をした場合におけるその理由等)が記載されているか審査する。対象者が公開買付者による公開買付けと近接した時期に公開買付者以外の者から当該公開買付けと類似の取引の実施の打診を受けたことが公正性担保措置として記載される場合も、同様とする。

また、対象者の株主が入札手続その他の方法によって公開買付者以外の者を含む 複数の者に公開買付けの実施を打診し、又は当該株主が公開買付者による公開買付 けと近接した時期に公開買付者以外の者から当該公開買付けと類似の取引の実施の 打診を受けたことが公正性担保措置として記載される場合には、対象者又は公開買 付者が認識している範囲で、かつ、適切な入札手続を妨げ、又は当該株主若しくは当 該公開買付者以外の者の正当な利益を害することとならない範囲で、当該打診の具 体的な内容(当該打診をした者の数、属性等を含む。)が記載されているか審査する。

- ⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件(公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付者と重要な利害関係を有する株主以外の株主の所有する株券等の過半数の応募がないと公開買付けが成立しないように設定された買付予定数の下限をいう。以下⑥において同じ。)を設定している旨が記載される場合には、当該買付予定数の下限がマジョリティ・オブ・マイノリティ条件に該当すると判断した根拠が記載されているか審査する。この場合において、公開買付者との間で応募契約を締結する株主がマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の算出に際して公開買付者と重要な利害関係を有する株主とされていない場合には、応募契約の締結の経緯等、個別の事情を踏まえ、応募株主と公開買付者との間の重要な利害関係の有無が考慮されているか審査する。
- ① 対象者において、公開買付者、その特別関係者及び応募株主と利害関係を有しない 役員等のみで公開買付者との協議及び公開買付けに関する意見表明に係る検討が行 われている旨が記載されているにもかかわらず、現在及び過去の当該役員等の公開 買付者への所属状況等、一定の事実関係の存在から類型的に利害関係の存在がうか がわれる場合には、当該事実の内容及び当該事実が存在するにもかかわらず利害関

係を有しないと記載した根拠が記載されているか審査する。

(公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項))

第1-3-6 【買付け等の目的】には、公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)として、公開買付け後に実施されるスクイーズアウト手続(株式併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式等売渡請求等により対象者が発行する株券等の全部を取得し、又は保有するための手続をいう。以下第1-3-6において同じ。)の内容が記載されることが一般的である。当該記載については、スクイーズアウト手続の実施について一定の条件を設定する場合には、当該条件の内容が一義的に明らかとなるように記載されているか審査する(例えば、公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合には実施するが、それ未満の場合には実施しない等)。

(上場廃止等となる見込み及びその理由)

第1-3-7 部分取得を目的とする公開買付けの場合であっても、【買付け等の目的】には、上場廃止等となる見込み及びその理由に関する事項として、公開買付けの結果、対象者の株券等が、上場維持基準に適合しないこととなる見込みがある場合には、その旨が記載されることが一般的である。当該記載については、不適合が生じ得る具体的な上場維持基準の項目名のほか、不適合となる理由が具体的に記載されているか審査する。

例えば、公開買付けの結果、流通株式数、流通株式時価総額又は流通株式比率が下落 して上場維持基準に抵触する可能性がある場合には、公開買付け実施前における流通 株式数、流通株式時価総額又は流通株式比率の具体的な数値とともに、公開買付けの結 果、流通株式数、流通株式時価総額又は流通株式比率がどの程度下落する可能性があり、 その結果、上場維持基準に抵触する可能性があるという旨が記載されているか審査す る。

(公開買付けに係る重要な合意)

- 第1-3-8 【買付け等の目的】には、公開買付けに係る重要な合意として、公開買付けに関して締結された応募契約、不応募契約、公開買付契約、株主間契約、経営委任契約等の合意の概要が記載されることが一般的である。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - ① 公開買付けに係る重要な合意として記載された内容が、合意の実態に即した具体的な記載となっているか審査する。例えば、対象者の株主と応募契約を締結している場合、応募株主の応募義務が発生し、又は免除される条件(条件を裁量により放棄できる場合には、その旨を含む。)が具体的に記載されているか審査する。また、公開買付価格以外に応募株主に公開買付けに応募する対価として付与される利益がない

ことが明確になっているか審査する。なお、「合意」は書面でなされているか否かを 問わず、また、合意に至らないまでも、応募又は不応募の意向を受けている場合も、 「合意」に準ずるものとして同様に審査する。

「実態に即した具体的な記載」の審査に当たっては、必要に応じて契約書等の資料の提出を求めた上で、各当事者の権利・義務の内容、表明保証、クロージング前後の義務、前提条件、補償・損害賠償(金額を含む。)、有効期間、解除・終了に関する条項等、個別の事情に応じ、投資判断上重要な情報が記載されているか審査することとし、秘密保持義務、準拠法、裁判管轄等、投資判断上重要な意味を持たない明らかな一般条項が記載されているかについては、原則として審査を要しない。

- ② 公開買付け後に、応募株主が、対象者、公開買付者又はその特別関係者の株式の取得を予定している旨を記載する場合には、一部の株主のみにそれらの株式の取得の機会が与えられることが、公開買付けに応募する対価とは異なるものとして区別することができる旨及びその理由が記載されているか審査する。
- ③ 応募株主の所有する公開買付けの対象となる株券等に担保権が設定されている場合であって、公開買付者が公表情報、大量保有報告書等又は応募株主との交渉等を通じて、応募株主の所有する対象者株式に質権その他の担保権が設定されていることを認識するに至ったときは、公開買付者が認識する範囲において、当該事実及び当該担保権に関する情報(担保権者や被担保債権者の氏名又は名称、被担保債権、担保権の内容等の情報を含む。)が記載されているか審査する。また、当該担保権の解除又は消滅が予定されている場合には、当該解除又は消滅に向けた対応方針が記載されているか審査する。

(公開買付け後の追加取得の予定)

- 第1-3-9 【買付け等の目的】には、「公開買付け後の追加取得の予定」として、公開買付者が公開買付け後に対象者の株券等を追加取得する予定の有無、その理由及び内容が記載されることが一般的である。当該記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - ① 公開買付期間中に、公開買付届出書に記載されていない株券等の追加取得の予定が生じ、又は公開買付届出書に記載された追加取得の予定に変更が生じた場合には、 訂正届出書の提出が必要となる点に留意する。
 - ② 追加取得の予定がない場合には、原則としてその理由の記載は求めない。ただし、 買付予定数の下限その他の事情を踏まえ、公開買付けの目的を達するために公開買 付け後の株券等の追加取得が必要となる可能性が見込まれるにもかかわらず、追加 取得の予定がない旨の記載がなされる場合には、その理由が記載されているか審査 する。

(同一の目的を有する他の取引等)

- 第1-3-10 【買付け等の目的】には、公開買付者に対する第三者割当増資や別途実施する公開買付け等、公開買付けと同一の目的を有する他の取引の内容が記載されることが一般的である。当該記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - ① 部分取得を目的とする公開買付けと近接した時点で、当該公開買付けの目的を達するための一連の取引として第三者割当増資が実施される場合には、当該第三者割当増資の条件等のほか、当該第三者割当増資を組み合わせて公開買付けを実施する理由及びこれらを組み合わせることによる株主への影響(当該第三者割当増資の希薄化率を含む。)が記載されているか審査する。

特に、第三者割当増資の払込金額が公開買付価格を下回る場合には、これらが一連の取引でありながら価格差を設けることについて具体的な理由が記載されているか、また、その他の条件・態様に照らしても、少数株主の利益に十分配慮した取引形態といえるか(当該公開買付けのみで目的の遂行を図る場合に比べて、対象者の他の株主にとって不利とならないか)といった点に着目して、適切な情報開示がなされているか、記載内容を審査する。

なお、公開買付けと近接した時点で第三者割当増資が実施される場合には、当該第 三者割当増資に係る有価証券届出書の記載内容との整合性についても審査する。

また、第三者割当増資が第1-3-3⑤(a)から(c)までに掲げる場合のいずれかに該当するものであるときは、公開買付けと一連の取引として実施されるものであると考えられることに留意する。

- ② 段階的な公開買付け(公開買付者が単独で又は対象者その他の者と共同して、同一の目的に基づいて、同時又は近接した時点において実施する二以上の公開買付け(発行者による公開買付けを含む。以下第1-3-10 において同じ。)をいう。)が実施され、又はその実施が予定されている場合には、公開買付届出書に係る公開買付けではない他の公開買付けについても、その具体的な内容(公開買付者、公開買付けを行う株券等の種類、公開買付価格、公開買付期間、買付予定数の上限及び下限その他重要な事項を含む。)、意思決定の過程及び段階的な公開買付けを実施する理由が具体的に記載されているか審査する。ただし、その全部又は一部が、既に提出された公開買付届出書の他の箇所において記載されている場合には、当該他の箇所を参照する旨の記載をすることで記載を省略することができる。
- ③ 同一の公開買付者又は公開買付者及びその特別関係者により、同時又は近接した時点において二以上の公開買付けが実施され、又はその実施が予定されている場合等、当該二以上の公開買付けに関連性がうかがわれる場合には、当該二以上の公開買付けが段階的な公開買付けに該当しないか審査する。当該二以上の公開買付けが段階的な公開買付けではないとされる場合には、当該二以上の公開買付けが、その目的や手続においてそれぞれ別個独立した公開買付けである旨及びその理由が記載され

ているか審査する。

- ④ 全部取得を目的とする公開買付け後、当該公開買付けに応募しなかった株主所有の株券等の自己株式取得が対象者において予定されている場合には、当該自己株式取得の価格(数値を明記することが困難な場合にあっては、算定方法)及びその根拠が記載されているか審査する。
- ⑤ 全部取得を目的とする公開買付け後、対象者の株主であった者等による公開買付者(その親会社又は実質的な意思決定を行う者を含む。)又は対象者に対する出資が予定されている場合には、当該出資の価格(対象者以外の者に対する出資の場合には、対象者株券等の評価を踏まえた算定方法)及び出資比率が記載されているか審査する。
- 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】関係
 - (1)【買付け等の期間】関係

(公開買付期間の計算)

- 第1-4-(1) 【届出当初の期間】について、公開買付期間の開始日や終了日が終日応募可能になっていない場合であっても、それが応募事務手続上一般に想定され得る範囲内である限り、これらを1営業日と数えて記載することは妨げられない。ただし、実務慣行に照らし、これらを1営業日と数えて記載することが不当と認められるような受付開始時刻又は終了時刻が設定されていないか審査する。
- (2)【買付け等の価格】関係

(最近行った取引)

- 第1-4-(2)-1 記載上の注意(6)eの規定により、「算定の基礎」欄において公開 買付価格との差額の内容を記載すべきとされる「買付者が最近行った取引」は、目的や 背景等に一定程度の関連性があると考えられる取引については、当該取引との差額の 内容が公開買付けとの関係で投資判断上重要となり得るという観点から、原則として 公開買付けの公表前1年間に実施された取引とする。ただし、1年以上前の取引であっ ても、当該取引の目的や背景等に照らして、当該取引の取引価格と公開買付価格との差 額の内容が投資判断上重要となり得ると考えられる場合には、「買付者が最近行った取 引」に該当するものと考えられる。
- 第1-4-(2)-2 時価の算定基準日として、公開買付けの公表日の直前営業日に加 えて、当該直前営業日以外の日を併せて設定する場合には、その旨及びその理由が記載 されているか審査する。

(資産管理会社の株式又は持分)

第1-4-(2)-3 公開買付者が公開買付けと併せて、対象者の発行する株券等を所有する資産管理会社の株式又は持分を取得する場合には、当該資産管理会社の株式又は持分の取得価格及び当該取得価格の算出根拠(当該資産管理会社が所有する対象者の株券等以外の資産の評価を含む。)が記載されているか審査する。

(算定の経緯)

- 第1-4-(2)-4 「算定の経緯」欄には、【買付け等の目的】において記載された、公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程や公開買付けの公正性を担保するための措置の内容が重ねて記載されることも多いことから、その重ねて記載されている内容に応じて、第1-3-2 (公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程)及び第1-3-5 (公開買付けの公正性を担保するための措置)に準じて記載内容を審査する。なお、【買付け等の目的】において公開買付者と対象者との間の公開買付価格に関する交渉の内容及び過程が記載される場合には、「算定の経緯」欄に【買付け等の目的】を参照すべき旨を記載することで、「算定の経緯」欄における具体的な記載を省略することができる。
- (3)【買付予定の株券等の数】関係

(買付予定数の上限が設定されている場合の買付予定数)

第1-4-(3)-1 「買付予定数」の欄については、公開買付けにより取得し得る株券等の数の最大値を記載することとし、買付予定数の上限が設定されている場合には、当該上限の数が記載されているか審査する。

(買付予定数の下限又は上限の変更)

第1-4-(3)-2 「買付予定数の下限」の欄又は「買付予定数の上限」の欄に記載する買付予定数の下限又は上限の有無及びその内容は、投資判断上特に重要な事項である。買付予定数の下限又は上限の内容を変更する場合には、仮に当初の公開買付届出書において、一定の条件が成就し、又は成就しなかったときにおける買付予定数の下限又は上限の変更(新たな設定、撤廃及び増減をいう。)について記載がなされていたとしても、当該変更の時点で訂正届出書の提出が必要となることに留意する。

(複数の者が共同する公開買付け)

- 第1-4-(3)-3 複数の者が共同して公開買付けを行う場合、公開買付け後の議決 権割合を明確にする観点から、「買付予定数」の欄に、それぞれの者が当該公開買付け により取得する予定の株券等の数の算定方法又は割合が記載されているか審査する。
- 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】関係

(総株主等の議決権の数)

- 第1-5 「対象者の総株主等の議決権の数」欄の記載においては、単元未満株式の存在 等を理由として、発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に係る議決権数を 記載することも認められる。
- 6【株券等の取得に関する許可等】関係

(許可等の要否に影響を及ぼす措置)

第1-6 株券等の取得に関する許可等の要否に影響を及ぼす措置を公開買付者が予定している場合には、当該措置の概要及び効果が記載されているか審査する。例えば、公開買付者が一定の措置を講じることで特定の許可等の取得が不要となる場合には、当該措置の概要、当該措置の実施により当該許可等の取得が不要になる旨及びいかなる場合に当該措置が実施され、又は実施されないのかが記載されているか審査する。

8【買付け等に要する資金】関係

- (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】関係 (ファイナンス等審査)
- 第1-8-1 公開買付けに要する資金を確保するため、公開買付け開始後に第三者から貸付け等(出資を含む。以下同じ。)を受ける場合には、当該貸付け等が相当程度の確度をもって実行されるものであることを裏付けるため、「公開買付者の銀行等への預金の残高その他の公開買付けに要する資金(有価証券等をもって買付け等の対価とする場合には、当該有価証券等)の存在を示すに足る書面」(他社株府令第13条第1項第7号。以下「資金の存在を示すに足る書面」という。)として融資証明書等(出資証明書等含む。以下同じ。)を添付することが考えられる。

なお、貸付け等が相当程度の確度をもって実行されるものであるかは、貸付人等(出資者を含む。以下同じ。)の状況、貸付け等に係る契約又は合意の内容等の事実関係に照らし、個別事案ごとに判断する必要がある。しかしながら、少なくとも次に掲げる事項を審査した結果、貸付人等の資力に疑義があること、又は貸付人等において、貸付け等の実行のために公開買付けの開始時に必要な内部的な手続が行われていないことを確認することができた場合には、当該貸付け等は相当程度の確度をもって実行されるものとはいえないと考えられる。

- ① 貸付人等の資力
- ② 貸付け等に係る契約その他の合意がある場合にはその内容(貸付け等の前提条件を含む。)及び貸付人等における内部的な手続(事前の条件提示に係る稟議、決裁等)の履行状況

また、公開買付けの開始時において既に貸付け等に係る契約が締結されている場合には、資金の存在を示すに足る書面として、融資証明書等に代えて、当該契約書のみを

添付することも考えられる。ただし、契約内容に照らし、貸付人等が貸付け等の申入れを受けた際に貸付け等を行う義務を負わない場合には、別途融資証明書等の添付を要することに留意する。

(融資証明書等の記載)

第1-8-2 【買付け等に要する資金】には、融資証明書等を取得している旨及び融資証明書等に記載された貸付け等の主な内容(貸付け等の前提条件等)が記載されることが一般的である。融資証明書等に貸付け等の主な内容が記載される場合には、公開買付届出書の【買付け等に要する資金】にはその旨を記載すれば足り、融資証明書等に記載された事項と同じ内容を【買付け等に要する資金】に具体的に記載することまでは求めない。

融資証明書等の記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ① 当該貸付け等に前提条件が付される場合において、融資証明書等に記載される当該前提条件の内容が、実態と異なること、又は重要な点において具体性かつ客観性を欠くことにより、当該貸付け等による資金調達が可能であることについて相当程度の確度があるものと誤認させるような内容となっていないか。
- ② 貸付人等が組合である場合、当該組合の法的性質及び資金調達の仕組みの概要が融資証明書等に記載されているか。
- ③ 貸付人等が組合である場合、特定の組合員が資金を拠出できない場合に、他の組合員に追加出資させる仕組みを組合契約等において規定しているときには、その旨が融資証明書等に記載されているか。なお、決済日までに追加出資させることができない場合には、当該仕組みを記載することはできないものとする。
- ④ 貸付人等が組合である場合、貸付人等への出資者については、具体名ではなく、銀行、信託銀行、信託銀行(年金特定信託口)、保険会社、証券会社、投資事業有限責任組合、適格機関投資家である(上場)事業会社、個人といった属性の区分のみを融資証明書等に記載することも可とする。この際、原則として全ての出資者の属性について記載する必要があるものとし、「等」という表現は認めない。

(貸付け等の実行のための前提条件)

第1-8-3 貸付け等に係る契約の締結又は貸付け等の実行のための前提条件が付されている場合には、当該前提条件のうち、重要な事項の内容(いわゆる表明・保証等、当該前提条件において言及されている事項のうち、重要な事項の内容を含む。)が記載された融資証明書等を資金の存在を示すに足る書面として添付する必要があると考えられる。また、貸付け等が相当程度の確度をもって実行されるものであるかの審査は、個別事案ごとに判断する必要があるが、契約内容については、少なくとも次に掲げる事項を審査する。

- ① 貸付人等の承諾なく公開買付期間が延長されていないことを貸付け等に係る契約 の締結又は貸付け等の実行のための前提条件とする場合には、与信や出資の判断に 与える影響が軽微な事由による延長について、貸付人等が公開買付期間の延長に係 る承諾を不合理に拒否しないこととなっていること。
- ② 当初の公開買付届出書の提出に当たって、融資証明書等に有効期間が付されている場合には、当該期間に、少なくとも、当初の公開買付期間(当初から予定されている延長期間を含む。)及び公開買付けの終了から決済までの期間に 10 営業日を加えた期間が含まれていること。また、公開買付期間が延長された場合には、融資証明書等の有効期間が、延長後の公開買付期間及び公開買付けの終了から決済までの期間を含むものである必要があり、これらを含まないものである場合には、融資証明書等の再提出を求める必要があることに留意する。融資証明書等の再提出に当たって、当該融資証明書等に有効期間が付されている場合には、当該期間に、少なくとも、延長後の公開買付期間及び公開買付けの終了から決済までの期間が含まれていることを審査する。

(審査時提出資料)

- 第1-8-4 融資証明書等とは別途、審査用資料として、次に掲げる資料の提出を要請することが考えられる。ただし、これらのうちどの資料の提出を要請するかについては、貸付け等の内容を踏まえて個別事案ごとに判断する必要があることに留意する。なお、審査用資料として受領した資料については、公衆縦覧に供しないこととする。
 - ① 貸付け等の全体像を記載した図表(資金調達スキーム図。個々の貸付け等の金額の記載を含む。)
 - ② 貸付人等(法第33条第1項に規定する金融機関を除く。以下第1-8-4において同じ。)の資力を確認できる資料
 - ③ 貸付け等に係る契約書(金銭消費貸借契約書若しくは総数引受契約書又はこれらに類するものをいう。)、貸付け等に係る条件を記載したタームシート等
 - ④ その他特に必要と認める資料

②の資料としては、貸付人等を名宛人とする銀行その他の金融機関が発行する預金 残高証明書等のほか、貸付人等の直近の有価証券報告書等が考えられる。また、公開買 付者が貸付人等の資力を確認した内容及び方法について公開買付届出書において記載 されているか審査する。

また、貸付け等が組合による出資の場合には、次に掲げる資料を審査する。

- 組合の法的性質及び実在性が分かる資料
- ・ 登記事項全部証明書(国外におけるこれに類する書類を含む。)、組合契約書等、無 限責任を有する組合員の氏名又は名称が分かる資料
- ・ 有限責任を有する組合員を記載したリスト(以下「組合員リスト」という。)(原則

として、全ての組合員につき、その属性、コミットメント金額及び未履行額が組合員 ごとに記載されたもの。なお、有限責任を有する組合員の個々の氏名又は名称及び国 籍については、貸付人等の資力を審査するために特に必要と認められる事情が存在 する場合を除き、記載を求めない。)

・ 組合契約書(出資証明書の記載内容の正確性を確認するために必要な範囲の条項の 抜粋で足りるものとする。)等

なお、各組合員の個別の資力については、組合員リストに記載されたコミットメント金額及び未履行額が真実であることを前提とすることとし、原則としてそれ以上の審査を要しない。ただし、特定の組合員が資金を拠出することができない場合において、他の組合員の追加出資の仕組みが存在しないときは、個別の事案に応じて、各組合員の名称又は属性(当該組合員の属性より、その資力を確認することができる場合に限る。)を審査し、それぞれの資力を確認する資料の提出を求めた上で、不足分の資金調達方法を審査する等、特に慎重な審査が必要となる点に留意する。

(買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計)

第1-8-5 ⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】に記載する額は、買付予定金額より大きければ足り、買付予定金額と合致する額である必要はない。ただし、当該預金又は借入金等の資金使途に対象者の既存債務の弁済等が含まれる場合であって、当該既存債務の弁済等が公開買付けの決済に先立って実施されるときには、預金又は借入金等の合計額は、買付予定金額に当該弁済等に必要な資金を加えた必要資金総額より大きい額である必要がある。なお、公開買付価格が円で決済される場合であって、預金又は借入金等の合計が外貨で記載されるときは、円換算した額が注記されているか審査する。

また、公開買付期間中に外国為替相場の変動により、公開買付けに要する資金に充当 しうる預金又は借入金等の合計が買付予定金額を下回った場合には、買付資金の積み 増しによる訂正届出書の提出が必要となる。

(複数の者が共同する公開買付け)

- 第1-8-6 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、公開買付けに要する資金等の内部的な負担の内訳を明確にする観点から、それぞれの者の負担金額が記載されているか審査する。
- 11【その他買付け等の条件及び方法】関係
 - (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】関係 (準ずる事由としての撤回事由)
 - 第1-11-1 ある事由が撤回事由として認められるかということに関しては、不特定

多数の者が当事者となる取引における法的安定性の確保、安易な撤回が行われることによる株価操作のおそれ及び当該事由による撤回が認められないことによる公開買付 者側の負担等を総合的に勘案する必要があると考えられる。

そのため、令第14条第1項第1号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ず る事項」又は同項第3号ヌに規定する「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とし て、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定することができ るか否かに関しては、公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情があるかどう かを審査する。例えば、本ガイドラインの「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」 の問36に対する回答のとおり、対象者の業務執行を決定する機関が剰余金の配当を行 うことについての決定をした場合で、当該決定が公開買付けの目的の達成に重大な支 障となる事情である場合(公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものである 場合に限り、当該決定に係る剰余金の配当の額が最近事業年度の末日における純資産 の帳簿価額に比べ少額(例えば、10%に相当する額未満)である場合及び対象者が既に 公表している配当予想の額との差異が小さい場合を除く。)や、本ガイドラインの「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」の問37に対する回答のとおり、①対象者が過去 に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべ き重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②公開買付開始公告を行った 日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、③対象者の 重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合等は、 公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情がある場合として、それぞれ同項第 1号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」又は同項第3号ヌに規定 する「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」に該当すると考えられる。

なお、公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情の有無の審査は、公開買付者から根拠となる資料(関東財務局に対する疎明資料を含む。以下同じ。)の提出を受けた上で行う。例えば、上記②の公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合を同項第1号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」として撤回事由とする場合や、上記③の対象者の重要な子会社に同項第3号イからりまでに掲げる事実が発生した場合を撤回事由とする場合には、次の事項を記載した資料によりこれを審査する。

・「事業上重要な契約」又は「重要な子会社」への該当性に係る具体的な数値基準(「事業上重要な契約」に関しては、他社株府令第26条第3項第3号に定める軽微基準に準じた数値基準(最近事業年度における対象者の単体及び連結での売上高の百分の十に相当する金額以上の額)となっているか、「重要な子会社」に関しては、同項第4号に定める軽微基準に準じた数値基準(最近事業年度の末日における対象者の単体及び連結での総資産額の帳簿価格の百分の一に相当する金額以上の額)となっているかを審査する。)

・ 本件における上記の具体的な数値基準への該当性(具体的な数値を用いる必要があり、かつ、必要に応じて根拠となる資料(重要な子会社への該当性の判断については 当該子会社の計算書類を含む。)も併せて審査する。)

なお、最近事業年度の末日以降に、対象者において組織再編成がなされたこと等により、公開買付届出書の提出時点では数値基準に関する資料が作成されず、その事実の有無に関して資料を審査することが困難である等の事情がある場合には、当該具体的な事情を踏まえ、個別に相談に応じるものとする。

(虚偽記載等に係る撤回)

- 第1-11-2 次の①又は②のいずれかに該当する公開買付者が、令第14条第1項第1号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」又は同項第3号ヌに規定する「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていること(以下「虚偽記載等」という。)が判明した事実を公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定する場合には、通常、当該公開買付者は対象者の過去の法定開示書類の真実性・正確性を確認・検証することが可能な立場にあることに鑑み、当該事実を指定する必要があるかどうかを審査し、公開買付者がなおもその必要があると申し出た場合には、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合に限って指定するよう指導する。
 - ① 公開買付者が対象者の役員又は対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である場合(いわゆるマネジメント・バイアウト。ただし、公開買付期間中に対象者の役員が公開買付者に対して直接又は間接に資本関係を有しない場合を除く。)
 - ② 公開買付者が対象者の親会社又は支配株主等(令第14条の7第1項第2号に規定する支配株主等をいう。)である場合

第2【公開買付者の状況】関係

(マネジメント・バイアウトでの情報の推知)

第2-1-1 特に、公開買付者が対象者の役員又は対象者の役員の依頼に基づき公開 買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である場合における公開 買付け(いわゆるマネジメント・バイアウト)には、当該対象者の株式を買い付けるこ とを目的として新会社が設立される場合があるが、当該新会社の名称が当該対象者と の関連を容易に推測させるものであること、又は所在地、代表者若しくは役員の一部若 しくは事業内容が当該対象者と同一であることにより、公開買付けの公表前に対象者 銘柄の推測が容易になることがあり得る。対象者が上場会社等である場合において、公開買付けの公表前にこれらの情報が推測されてしまうと、市場の公正性を害するおそれがあることから、新会社の設立に当たっては、当該新会社の名称、事業内容、所在地並びに代表者その他の役員に関する情報(以下「新会社の名称等」という。)が当該新会社の登記事項証明書に記載されることに留意しつつ、公表前の推測の回避のための措置が講じられているか、事前相談を通じて必要に応じて確認する。

かかる確認に際しては、設立される予定の新会社の名称等について、対象者銘柄の推測を容易にさせるような内容となっていないか確認する。

(マネジメント・バイアウトの際の新会社の名称等)

第2-1-2 新会社の名称等のうち、特に代表者その他の役員に関する情報については、当初は対象者と無関係の第三者を代表者又は役員として新会社を設立するものの、公開買付けに係る意思決定の時点又は買付け等に係る決済の時点では、実際の買付け等の主体である対象者の代表者その他の役員に変更したいという要請があり得ること、事業内容については、株式の取得までに対象者の事業内容と同一のものに変更したいという要請があり得ることに留意する。そこで、公開買付者にかかる要請がある場合には、公開買付けの公表前に対象者銘柄への公開買付けに係る情報が漏洩することを防ぐための対応方法について公開買付者に検討を求め、その内容を確認する。

また、当該内容の確認に当たっては、変更登記申請の完了の見込時期が、公開買付けの公表前となっていないか確認する。

(訂正の要否)

第2-1-3 第2-1-1及び第2-1-2の対応を実施するに当たって、訂正届出書の提出の要否が問題となり得る場合には、公開買付届出書における記載内容その他個別の事情を踏まえ、投資者の投資判断にとって重要か否かとの観点から、その要否を判断するものとする。例えば、公開買付けの公表日又はその直前に公開買付者の代表者若しくは役員の変更又は事業内容の変更を行い、登記完了前に公開買付届出書を提出する場合には、公開買付届出書に代表者その他の役員又は事業内容が変更されている旨及び変更登記申請中である旨の記載がなされているのであれば、公開買付期間中に変更登記が完了したことをもって訂正届出書を提出する必要はないと考えられる。もっとも、かかる場合においても、公開買付届出書上の記載内容の不備等の確認のため、当該変更登記申請に係る申請書及び登記完了後の履歴事項全部証明書の提出を求めるものとする。

(様式上の項目及び表の省略)

第2-2 公開買付者が継続開示会社であり、1(1)【会社の概要】及び1(2)【経理の状

況】に代えて、1(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】に必要事項を記載した場合であっても、1(1)【会社の概要】及び1(2)【経理の状況】の項目及び表については省略しないものとする。

有価証券報告書等の提出後にその訂正報告書の提出をした場合には、その旨が1(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】に記載されているか審査する。

(開示書類の変更)

第2-3 1(3)①【公開買付者が提出した書類】欄の記載に変更が生じる場合(提出予定の旨が記載されている場合であって、公開買付届出書の提出後に実際に提出された場合を含む。)には、訂正届出書の提出が必要となることに留意する。

ただし、有価証券報告書及びその添付書類以外の開示書類が提出された場合については、本ガイドラインの「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」の問2に対する回答のとおり、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合でない限り、訂正届出書の提出は不要となることに留意する。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】関係

(役員持株会等の所有分)

第3-1 役員持株会、株式累積投資等を通じて所有している株券等がある場合には、これらの株券等について、1(2)の「所有する株券等の数」の欄に注記されているか審査する。

(特別関係者の確認による訂正)

第3-2 公開買付けの公表前における情報管理等の観点から、実務上、特別関係者による対象者の株券等の所有状況について公開買付者が認識している範囲で暫定的に記載し、その後に正確な所有状況の調査を実施する場合がある。

この場合において、当該調査によって判明した所有状況が公開買付届出書に記載した所有状況と異なるときは、法第27条の8第2項に基づき訂正届出書の提出が必要となることに留意する。

第4【公開買付者と対象者との取引等】関係

(最近の3事業年度)

第4-1 記載上の注意(25)に規定する「最近の3事業年度」とは、監査済みの3事業年度とし、監査未了ではあるが数字が確定している事業年度については、参考として記載されているか審査する。

なお、公開買付期間中に監査未了の事業年度について監査が完了した場合であって も、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、当該参 考として記載された数字と監査済みの数字とに差異がある場合(当該差異が軽微であ る場合を除く。)に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられることに留意する。

第5【対象者の状況】関係

(開示書類の変更)

第5-1 4(1)【対象者が提出した書類】の記載内容に変更が生じた場合(提出予定の旨を記載した書類が、公開買付届出書の提出後に提出された場合を含む。)には、訂正届出書の提出が必要となることに留意する。

ただし、有価証券報告書及びその添付書類以外の開示書類については、本ガイドラインの「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」の問2に対する回答のとおり、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合でない限り、訂正届出書は不要となることに留意する。

(決算短信等)

第5-2 6【その他】には、金融商品取引所の規則等に基づき公表される、①業績予想の修正、②配当予想の修正、③株主の取扱い(株主優待制度、株主還元策)の変更、④提出済みの継続開示書類に記載されていない、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容その他対象者の業績に係る内容(以下「決算短信等」という。)が記載されることが考えられる。

決算短信等を記載した場合であって、公開買付届出書の提出後に対象者が当該決算短信等の対象期間に係る継続開示書類を提出した場合には、当該決算短信等の内容は 当該継続開示書類を参照することで足りると考えられる。

そのため、当該継続開示書類が提出された後に公開買付届出書の訂正届出書の提出を行う場合には、6【その他】における当該決算短信等の内容に係る記載は削除されても投資判断に悪影響はないと考えられることから、当該内容を削除することもできることに留意する。なお、投資者に誤解を生じさせない限りにおいて、公開買付者の判断により当該内容を削除しない対応も許容される。

(決算短信等の変更)

第5-3 6【その他】に決算短信等の内容を記載した場合であって、対象者が、公開買付届出書の提出後に決算短信等その他の対象者の業績に係る情報を公表した場合(業績予想の修正の公表等、決算短信等に記載された算定の前提となる数値、指標等に影響が生じ得るような事項を公表した場合を含む。)であって、当該公表に投資判断上重要

な事項が含まれるときは、訂正届出書の提出が必要となると考えられることに留意する。

例えば、公開買付届出書に株式価値算定書等の内容が記載された場合であって、対象者が、当該株式価値算定書の前提となる財務予測に大幅な増減益を生じさせるような業績に係る情報の公表を行った場合には、当該情報には投資判断上重要な事項が含まれると考えられる。

Ⅱ. 公開買付届出書の添付書類

1 基本方針

他社株府令第 13 条第 1 項各号に掲げる公開買付届出書の添付書類については、公開買付届出書の審査方針に係る I の記載のほか、この II に定める事項に留意する。

2 投資判断上重要でない情報についての非開示対応

添付書類の記載内容のうち、個人のプライバシーや会社等(ファンドを含む。)の営業秘密に関わる部分(投資判断上重要性が低いと考えられる部分に限る。)を公衆の縦覧に供することが公開買付者又は対象者その他の者の利益を著しく害するおそれがある場合には、当該部分を黒塗りした上で、公衆の縦覧に供することができると考えられる。

Ⅲ. 予告公表

1 基本方針

予告公表における公表文の内容は、その後に提出される公開買付届出書の内容と相当程度重複することから、公開買付届出書の審査方針に係るIの記載は、このⅢに定めるものを除き、予告公表における公表文について準用する。

2 予告の必要性

予告公表における公表文において、直ちに公開買付けを開始せずに、予告公表を必要とする理由が具体的に記載されているか確認する。

3 前提条件

予告公表後、どのような場合に公開買付けが開始されるかは投資者にとって重要な関心 事であるため、公開買付けを開始するための条件(以下Ⅲにおいて「前提条件」という。) が具体的に記載されているか確認する。

前提条件の記載内容が一義的に明らかでない場合又はその必要性が不明確である場合 (例えば、公開買付者の裁量によりその充足を判断することとされている場合)には、投資 者を不安定な立場に陥らせるおそれがあるため、投資者にとってどのような場合に公開買 付けが開始されるか否かが明らかとなるよう、前提条件の記載内容を慎重に確認する。

また、株券等の取得に関する許可等の取得が前提条件となる場合には、予告公表時点において必要と判断する対象法域・対象国について、許可等の手続ごとに明記されているか確認する。

さらに、予告公表後、前提条件の充足状況について、進捗の公表の頻度及び時期が明確になるよう、予告公表時点で、これらの事項が公表文において記載されているか確認する。

また、予告公表された後に提出される公開買付届出書においては、当該前提条件の充足について、公開買付者の確認方法も含め具体的に記載されているか確認する。

4 公開買付けの開始予定時期

予告公表後、いつ公開買付けが開始されるかは投資者にとって重要な関心事であるため、 公開買付けの開始予定時期について、少なくとも、開始予定月及びその上旬、中旬又は下旬 のいずれであるかの別が記載されているか確認する。また、開始予定時期が変更された場合 にも直ちに変更後の開始予定時期が公表されるよう、その旨公表文において記載されてい るか確認する。

5 公開買付けに要する資金

予告公表の公表文案の事前相談の時点では、銀行その他の金融機関が発行する預金残高証明書、融資証明書等による公開買付けに要する資金の確認は、原則として不要である。た

だし、実現可能性のない公開買付けの予告公表は市場に混乱を生じさせるおそれが高いことに鑑み、公開買付者の属性等(資力、トラックレコード等を含む。)を踏まえ、公開買付けに要する資金の調達方法が明確でないことがうかがわれる場合には、予告公表の公表文案の事前相談の時点で、公開買付けに要する資金の調達の蓋然性を確認する。

IV. 訂正届出書

1 基本方針

公開買付届出書の審査方針に係るIの記載は、特に当初の公開買付届出書にのみ該当する事項を除き、訂正届出書に適用する。

2 提出理由及び訂正内容

訂正届出書においては、どのような理由によって訂正がなされるのかを端的に示す観点から、公開買付届出書の訂正届出書の提出理由を記載することが考えられる。公開買付届出書の訂正届出書の提出理由については、投資者の理解が容易となるように、訂正届出書の提出を要することとなった提出事由の内容及び提出に至る経緯について、根拠条文及び訂正が必要となる原因となった事情を含め、当該記載自体から明確に読み取れる程度に、具体的に記載されているか審査する。

また、具体的な訂正の内容については、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により記載されているか審査する。

V. その他

1 法に基づく他の開示書類との関係について

公開買付届出書の事前相談に際しては、相談のあった事実関係、公表情報等により、関係 当事者が法に基づく他の開示書類の提出義務に違反する可能性があることを認識し、又は 提出済みの開示書類の記載内容に不備がある可能性を認識する場合もある。関東財務局が かかる事実を認識した場合には、2に定めるような対応を行うことで、違反の抑止又は解消 に努めるものとする。

2 大量保有報告書

公開買付者及びその特別関係者その他関係者(応募株主等を含む。)において、大量保有報告書、その変更報告書及びこれらの訂正報告書の不提出又は記載内容(保有目的の記載を含む。)の形式上の不備若しくは虚偽記載等が疑われる場合には、財務局担当課室と連携するものとする。

財務局担当課室において、不提出又は形式上の不備若しくは虚偽記載等の事実を認めた場合には、公開買付届出書の提出予定日にかかわらず、直ちに大量保有報告書等の提出を慫慂する等、当該不提出又は形式上の不備若しくは虚偽記載等を解消・是正するための措置その他必要な対応を講ずるものとする。

C 株券等の公開買付けに関するQ&A

公開買付制度に関する一般的な解釈については、別紙「株券等の公開買付けに関するQ&A」を参照するものとする。

問平成21年7月3日

追加平成 21 年 11 月 26 日

(問7~11)

追加平成 22 年 3 月 31 日

(問 12~38)

追加平成23年4月6日

(問 39~41)

追加・変更平成23年7月1日

(変更:問9、10 追加:問42~44)

追加平成24年8月3日

(問 45)

追加・変更令和2年9月30日

(変更:問 24、34、37 追加:問 46、47)

追加・変更令和3年3月1日

(変更:問1、7~10、12、14~48 追加:問13、49、50)

変更令和6年4月1日

(問2)

金融庁企画市場局

株券等の公開買付けに関するQ&A

く目次>

(問4)株主総会の基準日後、株主総会の前に、株式を売買するとともに、売 主が、売却する株式についての当該株主総会における議決権行使を買付者

	に委任する場合、売主は、いわゆる実 ますか(法第27条の2第7項第2号関	
	問5) いわゆる「急速な買付け等」の規 株券等の取得が規制の要件を構成する 第1項第4号関係)。	取得に該当しますか(法第27条の2
	問6) いわゆるスクイーズ・アウトの方が発行済株式を全部取得条項付種類株の対価として交付する株式の1株に満法第234条の規定に基づき、端数の合場合、当該売却される株式を取得するりますか(法第27条の2第1項関係)。	式に変更した上で取得を行い、取得 たない端数を処理するために、会社 計数に相当する数の株式を売却する 買主は、公開買付けを行う必要があ
	問7)公開買付けに係る株券等の買付け付期間中に公正取引委員会から独占禁知を受けた場合、公開買付けの撤回等緊急停止命令の申立てを受けた場合は関係)。	止法に基づく排除措置命令の事前通 を行うことができますか。裁判所の どうですか(法第 27 条の 11 第 1 項
	問8)公開買付けに係る株券等の買付け得の事前届出を行った場合において、法に基づく排除措置命令の事前通知をい場合、公開買付けの撤回等を行うこ1項関係)。	公開買付期間の末日の前日までに同 受ける可能性のある期間が終了しな とができますか(法第 27 条の 11 第
	問9)公開買付けに係る株券等の買付け得の事前届出が必要な場合、公開買付可等」の欄にどのような記載をする必して、どのような書類を添付する必要だ関係)。	届出書の「株券等の取得に関する許要がありますか。また、添付書類とがありますか(法第27条の3第2項
	問 10) 公開買付けに係る株券等の買付け期間が終了した場合、公開買付届出書ますか(法第 27 条の8第2項関係)。··	の訂正届出書を提出する必要があり
(問)	問 11) 公開買付けに係る株券等の買付け	等について、独占禁止法上の株式取

得の事前届出を行った場合において、公開買付期間中に措置期間が終了しない場合、公開買付期間を延長することはできますか(法第27条の6第1

項関係)。8
12) 会社法上の合併や株式交換等のいわゆる組織再編による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。8
13) 会社法上の株式交付による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。9
14) コール・オプションの行使による株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか (法第 27 条の 2 第 1 項関係)。9
15) プット・オプションが行使されたことによる株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。10
16) 有価証券報告書提出会社の株券等の3分の1超を所有する資産管理会 社の株式を取得することは、公開買付規制上、どのような問題があります か(法第 27 条の2第1項関係)。10
17)組合の解散に伴い、組合員が、出資額に応じた残余の組合財産の分配として株券等を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。
18) いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として対象者の別の種類の株式(新たに発行する株式又は自己株式)を交付する場合、交付を受ける者は公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。
 19) 株券等に係る担保権を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。
20) 公開買付けを行う必要がないものとされる「担保権の実行による特定 買付け等」には、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手 方が担保株券等を取得する場合が含まれますか(法第 27 条の 2 第 1 項関 係)。
 21) いわゆる形式的基準による特別関係者から行う株券等の買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「1年間継続」

は、異なる類型の特別関係者である期間を通算することができますか(法
第 27 条の 2 第 1 項関係)。13
(問 22) ①市場外(相対)で5%超の株券等の買付け等を行った後、②公開買
付けにより5%以上(①と合わせて10%超)の株券等の買付け等を行い株
券等所有割合が3分の1超となった場合、いわゆる「急速な買付け等」の
規制の要件に該当するのは、①から3か月以内に②の公開買付けに係るい
かなる行為が行われた場合ですか(法第 27 条の2第1項第4号関係)。
14
(問 23) ①(i)市場外(相対)で5%超の株券等の買付け等を行った後、(ii)
3か月以内に市場において5%以上((i)と合わせて 10%超)の株券等の
買付け等を行い株券等所有割合が3分の1超となった場合、いかなる範囲
で課徴金納付命令の対象となりますか。②①の(ii)の株券等の買付け等が
市場外(相対)での株券等の買付け等である場合はどうですか(法第 27
条の2第1項、第172条の5関係)。14
(問 24) BがAとの間で共同して対象者の議決権を行使することを合意するこ
とにより、BがAのいわゆる実質的基準による特別関係者となった場合に
おいて、Aによる株券等の買付け等がいわゆる「急速な買付け等」の規制
の要件に該当するか否かを判断するにあたり、当該合意以前にBが行った
株券等の取得がAによる株券等の取得とみなされることはありますか(法
第 27 条の 2 第 1 項第 6 号関係)。15
(問 25) 公開買付者が、公開買付けの対象者の取締役であって当該対象者の株
券等を所有する者に対し、公開買付けの成立後における対象者の取締役と
しての報酬を約束した場合、買付け等の価格が「均一の条件」でなくては
ならないとされることとの関係で問題がありますか(法第27条の2第3項、
第 27 条の 3 第 1 項及び第 2 項、第 27 条の 10 第 1 項関係)。15
(問 26) 公開買付者が、公開買付けへの応募の方法として、会社法上のいわゆ
る株主名簿記載事項証明書の提出を必要とすることを定めることはできま
すか(法第 27 条の 2 第 5 項関係)。17
(問 27) 公開買付けによる買付け等の通知書には、公開買付者の印鑑を実際に
押印する必要がありますか(法第 27 条の 2 第 5 項関係)。17
(問 28) 買付者が株式会社である場合、その取締役ではない執行役員は、いわ
ゆる形式的基準による特別関係者となる「役員」に該当しますか(法第 27

	条の2第7項関係)。17
(問 29) 組合が組合の事業活動として行う株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がある場合、公開買付者・特別関係者となるのは誰ですか(法第27条の2第7項第1号、法第27条の3第1項及び第2項関係)。18
(問30)法人等である買付者の総株主等の議決権の20%以上を所有する個人の 親族はいわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか(法第27条の 2第7項第1号関係)。······19
(問31) 株券等所有割合の計算において、①対象者が所有する自己株式や②いわゆる相互保有により議決権のない株式はどのように取り扱われますか(法第27条の2第8項関係)。20
(問32) 株券等所有割合の計算において、買付者又はその特別関係者が出資する組合が、組合財産として所有する対象者の株券等はどのように取り扱われますか(法第27条の2第8項関係)。
(問33) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合、公開買付届出書の添付書類である「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか(法第27条の3第2項関係)。22
(問34) ①公開買付けの対象者が自己株式を所有している場合や②公開買付者の特別関係者が所有する株券等について当該公開買付けに応募しないことを合意している場合であっても、いわゆる全部勧誘義務が生じる場合には、「買付け等に要する資金等」及び「公開買付けに要する資金」にそれらの株券等に相当する金額も含める必要がありますか(法第27条の3第2項関係)。
(問35) いわゆるMBOのために行われる公開買付けにおいて、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情がある場合、 当該事情を公開買付届出書や意見表明報告書に記載する必要がありますか (法第27条の3第2項、第27条の10第1項関係)。24
(問 36) 対象者の業務執行を決定する機関が剰余金の配当を行うことについての決定をしたことを公開買付けの撤回事由とすることができますか(法第27条の11 第 1 項関係)。

(問37) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から
貸付けを受ける場合において、当該貸付けを受けることができないことを
公開買付けの撤回事由とすることができますか(法第 27 条の 11 第 1 項関
係)。25
(問38) 公開買付けに先立ち、公開買付者と対象者の大株主との間で、公開買
付者の行う公開買付けに大株主が応募する旨の合意をします。当該合意の
内容として、特定の事由が生じた場合には、大株主が応募を取り止めるこ
とを義務付けることは、公開買付規制上、どのような問題がありますか(法
第 27 条の 11 第 1 項関係)。26
(問39) 応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、超え
る部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付す場合、公開買付
届出書に、買付け等を行う当該株券等の数の上限として具体的な数を記載
する必要がありますか(法第27条の13第4項関係)。27
(問 40) 令第 10 条に掲げる者(公開買付代理人等)が、公開買付者の特別関
係者である場合、公開買付期間中に金融商品取引所又は認可金融商品取引
業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められ
ている買付け等をすることができますか(法第 27 条の 5 第 3 号関係)。
27
(問 41) 対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した
場合、公開買付者は、公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄
の記載や訂正届出書の提出を行う必要がありますか(法第 27 条の 3 第 2 項
第3号、第27条の8第2項関係)。27
(問 42) 公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出した
場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書の提出、訂正した公開
買付説明書の交付を行う必要がありますか(法第27条の8第2項、第27
条の9第3項関係)。28
(問 43) 有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、決済に要する有価
証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う
場合、公開買付届出書の添付書類である「有価証券等・・・の存在を示すに足
る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか (法第 27 条の
3 第 2 項関係)。29
(問 44) 公開買付者は、①対象者の株式2株を応募した株主に対し、買付け等

の対価として公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式) 1 株を 交付し、②対象者の株式 1 株を応募した株主に対し、買付け等の対価とし て端数株式の代わりに金銭を交付することができますか。

また、公開買付者(又は公開買付者の親会社)は、1単元の株式数を100株とする株式会社ですが、①対象者の株式200株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式)100株を交付し、②200株未満の対象者の株式を応募した株主に対し、買付け等の対価として単元未満株式の代わりに金銭を交付することができますか(法第27条の2第3項、第27条の3第2項関係)。……30

(問	4 5)	産說	竞法复	育 32	条第	1項	類の規2	定に。	よる有	有価:	证券	をも	って	対価	i٤٦	トる	公開
	買付	けに	おい	て、	公開	買付	者は.	、買ſ	付け等	手の	対価	とし	て端	数株	式を	交	付す
	る場	合、	端数	株式	の交	付後	とに端	数処3	理によ	よる:	金銭	の交	付を	行う	ح ک	ے :	なり
	ます	が(產競	法第	32	条第	3項(の規定	定によ	にり	売み	替え	て準	用す	るま	≷社	法第
	234 ≨	条第	1項), [の場	릚合、	端数	株式	の交付	寸を	「遅	滞な	<]	行え	ばり	呈り	ます
	か、	それ	とも	端数	処理	によ	る金銭	銭の3	交付す	まで	「遅	滞な	<]	行う	必要	をが	あり
	ます	か(法第	27 🖠	条の	2第	5 項関	係)。	,					•••••		••••	31

引)	1 46)	いれ	ゆる	形式	的基	準に。	よる特	別関	係者	を相手	≒方と	して	、立	会外	取引	を
	利用	した	:株券	等の	買付り	ナ等	(いれ	ゆる	クロ	ス取引	l、相	手方	指定	取引	等)	を
	行う	場合	、公	開買作	けけを	行う	必要	があり	ます	⁻ か(法	第2	7条σ	2第	1項	関係	. (
																21

- (問 47) 公開買付開始公告の「公開買付けの目的」にはどのような事項を記載する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 1 項関係)。…………32
- (問 48) 公開買付開始公告に先立ち、公開買付けを実施することを予告する場合、どのような点に留意する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 1 項関係)。
- (問 49) 公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定めることはできますか (法第 27 条の 13 第 4 項関係)。………………………32
- (問 50) 公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」には、どのような事項を記載する必要がありますか(法 27 条の 13 第 4 項関係)。………33

(凡例)

法:金融商品取引法

令:金融商品取引法施行令

他社株府令:発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

独占禁止法:私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

- 1. このQ&Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件(投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。)が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
- 2. このQ&Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
- 3. このQ&Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・ 適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。
- (問1) 法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか (法第27条の2第1項関係)。

(答)

法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等については、公開買付けによる必要はないと考えられます。 (注)法第2条第33項に規定する特定上場有価証券又は令第2条の12の4第3項第2号に規定する特定店頭売買有価証券である株券等の発行者ではないことを前提とします。

ただし、一旦法第 24 条第 1 項ただし書の要件に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合であっても、再度、有価証券報告書の提出義務が生じている場合には、当該発行者の株券等の買付け等であって法第 27 条の 2 第 1 項各号に該当するものは、公開買付けによらなければならないため、当該買付け等の時点における提出義務の有無を慎重に確認する必要があります。

(問2)公開買付期間中に対象者が半期報告書を提出した場合、公開買付者は、 公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか。また、公開買 付者が半期報告書を提出した場合はどうですか(法第 27 条の8第2項関係)。

(答)

公開買付期間中に対象者が半期報告書を提出した場合であっても、必ず公開 買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届 出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出す れば足りるものと考えられます(他社株府令第21条第3項第2号)。

この点、例えば、対象者が提出した半期報告書に新たな役員の異動の記載があるような場合には、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に該当すると考えられますが、役員の異動がない場合や親会社又は主要株主(法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいいます。)に該当しない株主の異動については、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合には該当しないものと考えられます。

また、公開買付者が半期報告書を提出した場合についても、必ず公開買付届 出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に 記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足 りるものと考えられます。もっとも、半期報告書に、公開買付届出書に記載す べき事項に関する重要な事実が記載されているような場合には、通常は、半期 報告書の提出以前に、当該事実が発生し、公開買付者がこれを認識した時点で、 公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないと考えられます。

なお、いずれの場合についても、当初の公開買付届出書において、公開買付期間中に新たに半期報告書が提出される見込み又は予定である旨を記載しておくことが望ましいと考えられます。

(問3) 買付者の曾孫会社は、いわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか。また、玄孫会社についてはどうですか(法第27条の2第7項第1号関係)。

(答)

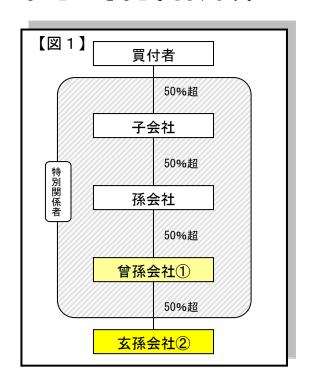
買付者の曾孫会社(【図1】の①のような資本関係にある会社を意味します。)は、いわゆる形式的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第1号の特別

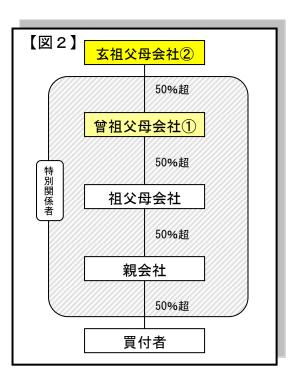
関係者)に該当します。

これに対し、買付者の玄孫会社(【図1】の②のような資本関係にある会社を 意味します。)は、形式的基準による特別関係者には該当しないと考えられます。 (注)例えば、【図1】の子会社・孫会社・曾孫会社のいずれかが実態のないペ ーパーカンパニーであるような場合には、この限りではないと考えられ ます。

ただし、買付者と玄孫会社が共同して株主としての議決権を行使することを合意している等の場合、玄孫会社は、いわゆる実質的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第2号の特別関係者)に該当することに留意する必要があります。

なお、以上は、買付者の曾祖父母会社及び玄祖父母会社(それぞれ【図2】 の①及び②のような資本関係にある会社を意味します。)についても同様に解す ることができると考えられます。





(問4)株主総会の基準日後、株主総会の前に、株式を売買するとともに、売主が、 売却する株式についての当該株主総会における議決権行使を買付者に委任する 場合、売主は、いわゆる実質的基準による特別関係者に該当しますか(法第27 条の2第7項第2号関係)。

(答)

売主が既に手放した株式について、基準日の関係で売主の下に残っている議 決権を株主総会時点の所有者に行使させるという趣旨であれば、通常、当該委 任の事実のみをもって、いわゆる実質的基準による特別関係者(法第27条の2 第7項第2号の特別関係者)に該当するものではないと考えられます。

(問5) いわゆる「急速な買付け等」の規制においては、どのような態様での 株券等の取得が規制の要件を構成する取得に該当しますか(法第27条の2 第1項第4号関係)。

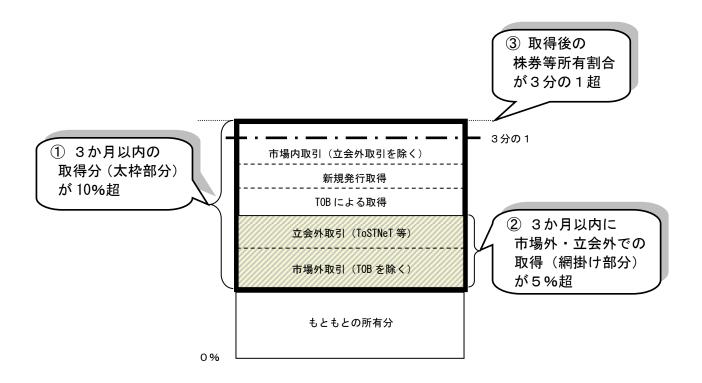
(答)

いわゆる「急速な買付け等」の規制(法第27条の2第1項第4号)は、以下の①~③のすべてを満たす場合に、その中に含まれる「株券等の買付け等」(同項第1号から第3号に該当するものを除きます。)は公開買付けによらなければならないとする規制です。

- ① 3か月以内に、株券等の総数の10%超の株券等の取得を行い、
- ② ①の取得のうち、株券等の総数の5%超の株券等の取得が、市場外(公開買付けを除く。)又は立会外取引によるものである場合であって、
- ③ 取得の後における株券等所有割合が3分の1超となる。
 - (注)「株券等所有割合」は特別関係者と合算する必要があること(法第 27 条の2第1項第1号)、いわゆる実質的基準による特別関係者が行う株券等の取得を買付者が行う株券等の取得とみなす規制があること(同項第6号、令第7条第7項)等に留意する必要があります。

このうち、①の 10%超の取得には、株券等の買付け等又は新規発行取得による取得がカウントされます。これに対し、②の 5 %超の取得には、市場外(公開買付けを除く。)又は立会外取引による取得だけがカウントされます。

規制の要件を簡単に図示すると、以下のようになります。



(問6) いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として交付する株式の1株に満たない端数を処理するために、会社法第234条の規定に基づき、端数の合計数に相当する数の株式を売却する場合、当該売却される株式を取得する買主は、公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。

(答)

通常、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

(問7)公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付者が、公開買付期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか。裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合はどうですか(法第27条の11第1項関係)。

(答)

当該事前通知(独占禁止法第50条第1項参照)に係る排除措置命令(同法第17条の2第1項参照)の具体的な内容にもよりますが、例えば、株式の全部又

は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じるものである場合、通常、株券等の取得につき「許可等」(令第 14 条第 1 項第 4 号)を得られなかったものとして、公開 買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

また、同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令(同法第 70 条の 4 第 1 項参照)の申立てを受けた場合も同様に、通常、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

- (注) いずれの場合も、公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等をすることがある旨の条件を付していることが必要となります。
- (問8)公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間の末日の前日までに同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか(法第27条の11第1項関係)。

(答)

公開買付期間の末日の前日までに、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前 通知を受ける可能性のある期間(以下「措置期間」といいます。)が終了しない 場合、通常、株券等の取得につき「許可等」(令第14条第1項第4号)を得ら れなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられま す。

(注)公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等をすることがある旨の条件を付していることが必要となります。

ただし、公開買付けの開始時期及び株式取得の事前届出を行う時期の決定並びに公開買付期間の設定等において、公開買付期間の末日の前日までに待機期間(独占禁止法第10条第8項参照)が終了するようにする必要があると考えられます。

(問9)公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付届出書の「株券等の取得に関する許

可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか(法第27条の3第2項関係)。

(答)

公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了することが公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」(令第14条第1項第4号)に当たるものとして記載すべきであると考えられます。

具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日 又は行う予定の日及び待機期間が終了した日又は終了する予定の日に加え、公 正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けている場合にはその 旨等を記載する必要があると考えられます。

(注) なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、(3) において、原則 として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当 するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。

また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

(問 10) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付期間中に措置期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか(法第 27 条の 8 第 2 項関係)。

(答)

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で訂正届出書を提出しなければなりませんが(他社株府令第二号様式記載上の注意(8))、公開買付者が、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、その旨を「許可等」(令第14条第1項第4号)として公開買付届出書に記載している場合、公開買付期間中に待機期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措

置命令を行わない旨の通知を受けた場合、「許可等」があったものとして、公開 買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

なお、当該訂正届出書の提出後、公開買付期間中に待機期間が終了した場合、 公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

他方、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了した場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、措置期間が終了した旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」として、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面を添付する必要があると考えられます。

(問 11) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間中に措置期間が終了しない場合、公開買付期間を延長することはできますか(法第 27 条の 6 第 1 項関係)。

(答)

公開買付期間が60営業日を超えない限り延長することができますが、60営業日を超えて延長することは、令第13条第2項第2号イ又は口に該当する場合でない限りできません。

(問 12) 会社法上の合併や株式交換等のいわゆる組織再編による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。

(答)

①当該組織再編(株式交付を除きます。以下この問において同じです。)の当事会社が株券等を(承継)取得する場合、②当該組織再編の当事会社の株主等が当該組織再編の対価として株券等の交付を受ける場合のいずれについても、通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

ただし、例えば、他の会社の株券等のみを対象とする吸収分割(いわゆる無対価分割を除きます。)のように、実質的には相対での株券等の譲受けの一形態に過ぎないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

(問 13) 会社法上の株式交付による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。

(答)

会社法上の株式交付により、株式交付親会社が株式交付子会社の株券等を取得する場合は、通常、「株券等の買付け等」に該当し、法第27条の2第1項各号の要件に該当する場合、公開買付けを行う必要があると考えられます。

これに対し、株式交付子会社の株主等が当該株式交付の対価として株式交付 親会社の株券等の交付を受ける場合は、通常、「株券等の買付け等」には該当せ ず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

ただし、例えば、当該株式交付が実質的には株式交付子会社の株主等による 当該株式交付の対価である株式交付親会社の株券等の取得を目的とするものと 認められる場合等、公開買付規制の趣旨に反すると認められる場合には、この 限りではないと考えられます。

(問 14) コール・オプションの行使による株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。

(答)

法第27条の2第1項各号の要件に該当する場合、通常、公開買付けを行う必要があると考えられますが、取引の実態に照らし、公開買付規制の趣旨に反しないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

(注) コール・オプションの取得(令第6条第3項第2号に規定するオプションの取得をいいます。) 自体も「株券等の買付け等」に該当し(法第27条の2第1項、令第6条第3項第2号)、公開買付けを行う必要があることに留意する必要があります。

なお、売買の一方の予約により予約完結権を有する場合における、当該予約 完結権の行使による株券等の買付け等についても同様であると考えられます。

(問 15) プット・オプションが行使されたことによる株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。

(答)

法第27条の2第1項各号の要件に該当する場合、通常、公開買付けを行う必要があると考えられますが、取引の実態に照らし、公開買付規制の趣旨に反しないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

- (注) プット・オプションの付与自体は「株券等の買付け等」には該当せず(令 第6条第3項第2号参照)、公開買付けを行う必要はありません。
- (問 16) 有価証券報告書提出会社の株券等の3分の1超を所有する資産管理会 社の株式を取得することは、公開買付規制上、どのような問題があります か(法第27条の2第1項関係)。

(答)

当該資産管理会社の株式の取得は、形式的には当該有価証券報告書提出会社(以下この間において「対象者」といいます。)の「株券等の買付け等」に該当するものではありませんが、当該資産管理会社の状況(例えば、当該資産管理会社が対象者の株券等以外に保有する財産の価値、当該資産管理会社の会社としての実態の有無等)によっては、当該資産管理会社の株式の取得(例えば、特別関係者と合算して、当該資産管理会社の総株主等の議決権の過半数を取得することとなるなど、結果的に当該資産管理会社を支配し得るようなものをいいます。以下この間において同じです。)が実質的には対象者の「株券等の買付け等」の一形態に過ぎないと認められる場合もあると考えられ、そのような場合に、対象者の既存株主等にその所有する株券等を売却する機会が与えられないとすれば、公開買付規制の趣旨に反するものと考えられます。したがって、

そのような資産管理会社の株式の取得は、公開買付規制に抵触するものと考えられます。

これに対し、例えば、当該資産管理会社の株式の取得とともに買付者又は当該資産管理会社により対象者に対する公開買付け(買付予定数の上限を定めていない)が行われ、当該公開買付けにおける公開買付開始公告及び公開買付届出書において資産管理会社の株式の取得を含む取引の全容が開示されるとともに、当該資産管理会社の株式の取得における価格に相当性があると認められる場合(資産管理会社が所有する対象者の株券等が公開買付価格と同額以下に評価され、かつ、他の資産の評価の合理性につき公開買付届出書において説明がなされている場合等)など、取引の実態に照らし、実質的に投資者を害するおそれが少ないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

(問 17) 組合の解散に伴い、組合員が、出資額に応じた残余の組合財産の分配として株券等を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第 27条の2第1項関係)。

(答)

個別事案ごとに判断する必要がありますが、残余の組合財産の分配の方法が (当該組合員以外の)業務執行を決定する組合員(以下「業務執行組合員等」 といいます。)の裁量により決定された場合には、通常、自らの意思に基づき株 券等を取得すると認められないため、「株券等の買付け等」には該当せず、公開 買付けを行う必要はないと考えられます。

これに対し、例えば、

- ① 残余の組合財産の分配の方法(現物によるか金銭によるか)を当該組合員が自ら選択する場合(現物によることを業務執行組合員等が裁量により決定した場合に、当該組合員が金銭により分配することを求めることができるに過ぎない場合は、これに含まれないと考えられます。)や当該組合員と業務執行組合員等が合意(書面であるか口頭であるかを問いません。)により決定する場合
- ② 近いうちに当該組合が解散し、残余の組合財産の分配として当該株券等が交付されることを知って当該組合に出資を行い、結果的に当該株券等を取得する場合
- ③ 組合契約の締結時に、当該組合が当該株券等を取得すること及び残余の

組合財産を現物により分配することが合意されていた場合

など、実質的に当該組合員が自らの意思に基づき当該株券等を取得すると認められる場合(最終的に当該株券等を取得するために当該組合への出資という方法を利用した場合を含みます。)には、「株券等の買付け等」に該当し、法第27条の2第1項各号の要件に該当する場合、公開買付けを行う必要があると考えられます。

なお、会社の解散に伴う残余財産の分配についても、基本的に同様であると 考えられます。

(問 18) いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として対象者の別の種類の株式(新たに発行する株式又は自己株式)を交付する場合、交付を受ける者は公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。

(答)

通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

(問 19) 株券等に係る担保権を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。

(答)

当該担保権が質権であるか譲渡担保権であるかにかかわらず、担保権を取得しただけでは、通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

ただし、譲渡担保権については、当事者の目的や権利内容等の点において担保権としての実質を備えているもの(例えば、担保権設定者について特別株主の申出(社債、株式等の振替に関する法律第151条第2項第1号参照)が行われるなど)でなければならないことに留意する必要があります。

また、担保権の実行による特定買付け等について公開買付けを行う必要がな

いこと(令第6条の2第1項第8号)を利用して、公開買付けを行わずに株券 等の買付け等を行うために担保権を取得し、実行するような場合、公開買付規 制に抵触するものと考えられます。

(問 20) 公開買付けを行う必要がないものとされる「担保権の実行による特定 買付け等」には、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手 方が担保株券等を取得する場合が含まれますか(法第 27 条の2第1項関 係)。

(答)

「担保権の実行による特定買付け等」の場合、公開買付けを行う必要はありませんが(令第6条の2第1項第8号)、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手方が担保株券等を取得する場合は、これに含まれないと考えられます。

- (注)なお、「特定買付け等」(令第6条の2第3項参照)の要件である「10名以下」のカウントは、基本的にのべ数でカウントする必要がありますが、日常的に業務として株券等の取引を行う関係にある特定の相手方との間で反復継続して株券等の買付け等が行われる場合(例えば、証券会社や信託銀行の間でインデックス運用のために行われる売買等)は、当該特定の相手方は1名としてカウントすれば足りるものと考えられます。ただし、当該特定の相手方を介して実質的に複数の者から株券等の買付け等を行う場合には、この限りではないと考えられます。
- (問 21) いわゆる形式的基準による特別関係者から行う株券等の買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」は、異なる類型の特別関係者である期間を通算することができますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。

(答)

「一年間継続」(他社株府令第3条第1項)の要件は、異なる類型の特別関係者である期間を通算することができると考えられます。

例えば、買付者の子会社であった者が、その後、買付者の孫会社となった場合や、買付者の役員であった者が、その後、買付者に対して特別資本関係を有

する者となった場合、子会社(役員)であった期間と孫会社(特別資本関係を有する者)であった期間が連続しており、当該期間が通算して1年間継続している場合には、「一年間継続」の要件に該当するものと考えられます。

なお、関係法人等(令第6条の2第1項第6号)から行う特定買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」(他社株府令第2条の4第2項)についても同様であると考えられます。

(問 22) ①市場外(相対)で5%超の株券等の買付け等を行った後、②公開買付けにより5%以上(①と合わせて 10%超)の株券等の買付け等を行い株券等所有割合が3分の1超となった場合、いわゆる「急速な買付け等」の規制の要件に該当するのは、①から3か月以内に②の公開買付けに係るいかなる行為が行われた場合ですか(法第27条の2第1項第4号関係)。

(答)

3か月以内に公開買付開始公告(公開買付開始公告を行う予定である旨のプレスリリースのみを行うことは、これに該当しないと考えられます。)を行った場合であると考えられます。

(問 23) ①(i)市場外(相対)で5%超の株券等の買付け等を行った後、(ii) 3か月以内に市場において5%以上((i)と合わせて10%超)の株券等の買付け等を行い株券等所有割合が3分の1超となった場合、いかなる範囲で課徴金納付命令の対象となりますか。②①の(ii)の株券等の買付け等が市場外(相対)での株券等の買付け等である場合はどうですか(法第27条の2第1項、第172条の5関係)。

(答)

- ① 市場外(相対)での株券等の買付け等の後に市場での株券等の買付け等 を行った場合
 - (i)及び(ii)の株券等の買付け等のいずれも、法第27条の2第1項第4号の株券等の買付け等に該当し、いずれも、課徴金の額の算定の基準となる株券等の買付け等(法第172条の5第1号参照)に該当すると考えられます。

- ② 市場外(相対)での株券等の買付け等の後に市場外(相対)での株券等 の買付け等を行った場合
 - (i)の株券等の買付け等が法第27条の2第1項第4号の株券等の買付け等に、(ii)の株券等の買付け等が同項第2号の株券等の買付け等に該当し、いずれも、課徴金の額の算定の基準となる株券等の買付け等に該当すると考えられます。
- (問 24) BがAとの間で共同して対象者の議決権を行使することを合意することにより、BがAのいわゆる実質的基準による特別関係者となった場合において、Aによる株券等の買付け等がいわゆる「急速な買付け等」の規制の要件に該当するか否かを判断するにあたり、当該合意以前にBが行った株券等の取得がAによる株券等の取得とみなされることはありますか(法第 27 条の 2 第 1 項第 6 号関係)。

(答)

Aによる株券等の買付け等がいわゆる「急速な買付け等」の規制の要件に該当するか否かの判断にあたっては、Aのいわゆる実質的基準による特別関係者 (法第27条の2第7項第2号の特別関係者)が行う株券等の取得をAが行う株券等の取得とみなす必要がありますが(令第7条第7項)、AとBの合意以前は、BはAの実質的基準による特別関係者ではないため、当該合意以前にBが行った株券等の取得について、Aが行った株券等の取得とみなされることはありません。

ただし、どの時点で当該合意がなされたかは、形式的な書面の作成時期等により判断するのではなく、事実関係の実態に照らして判断するものであることに留意する必要があります。

(問 25) 公開買付者が、公開買付けの対象者の取締役であって当該対象者の株券等を所有する者に対し、公開買付けの成立後における対象者の取締役としての報酬を約束した場合、買付け等の価格が「均一の条件」でなくてはならないとされることとの関係で問題がありますか(法第 27 条の 2 第 3 項、第 27 条の 3 第 2 項、第 27 条の 10 第 1 項関係)。

(答)

取引の実態に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、当該取締役がその所有する株券等を当該公開買付けに応募する場合において、公開買付者(実質的にこれと同視される者を含みます。例えば、公開買付者の親会社は、通常、これに該当すると考えられます。)が当該取締役に対して約束した「報酬」が、当該株券等の対価としての性質を有すると認められるときは、「均一の条件」(法第27条の2第3項)に反すると考えられます。

当該「報酬」が当該株券等の対価としての性質を有するか否かの判断にあたっては、例えば、以下の点に留意する必要があると考えられます。

- ・ 従前の報酬と新たな「報酬」との相違(相違がある場合、その合理的理由の有無)
- 当該「報酬」が支払われる時期(一時金として支払われるものか継続的に支払われるものかなど)及び条件(公開買付けの成立のみを条件とするものか一定の業績の達成を条件とするものかなど)
- 当該取締役が応募する株券等の数(当該取締役の応募の有無が公開買付けの成否に与える影響の大小)
- 当該「報酬」額の計算の基準及び根拠(当該取締役が応募する株券等の数を基準とするものであるかなど)

なお、当該約束は、公開買付届出書の「公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」欄(他社株府令第2号様式記載上の注意(26))に 具体的に記載する必要があるとともに、意見表明報告書の記載事項である、当 該取締役に対する利益の供与(他社株府令第25条第1項第5号、第4号様式記 載上の注意(5))に該当するものでないかにも留意する必要があります。利益 の供与に該当するか否かは個別事案ごとに判断する必要がありますが、従前の 報酬よりも新たな報酬のほうが相当高額である場合や公開買付けの成立後に一 時金が支払われる場合など、当該取締役が当該公開買付けの成立に対して個人 的な利益に基づくインセンティブを持ち得る場合には、利益の供与に該当する ものと考えられます。

(注) 当該約束が公開買付期間中になされた場合、公開買付届出書の訂正届出書(及び意見表明報告書の訂正報告書)の提出が必要になることに留意する必要があります。

また、報酬の約束の有無にかかわらず、対象者の代表取締役等の選定若しく は解職又は役員の構成の変更を予定している場合には、その内容及び必要性を 公開買付届出書の「買付け等の目的」欄に記載する必要があることに留意する 必要があります(他社株府令第2号様式記載上の注意(5))。

(問 26) 公開買付者が、公開買付けへの応募の方法として、会社法上のいわゆる株主名簿記載事項証明書の提出を必要とすることを定めることはできますか(法第 27 条の 2 第 5 項関係)。

(答)

公開買付けへの応募の方法は、株券等の買付け等のために必要なものであれば、公開買付者において定めることができるものであると考えられますが、応募しようとする者に過度の負担を課すものではないなどの点において相当性が認められる必要があると考えられます。

例えば、公開買付けの対象である株券が振替株式ではなく、かつ、券面が発行されていないことから、公開買付者にとって、応募しようとする者にいわゆる株主名簿記載事項証明書(会社法第122条参照)の提出を求める必要が認められる場合には、そのような応募方法を定めることもできるものと考えられます。

ただし、その場合、応募しようとする者が株主名簿記載事項証明書を取得するために必要な期間も考慮して公開買付期間を設定することが望ましいと考えられます。

(問 27) 公開買付けによる買付け等の通知書には、公開買付者の印鑑を実際に押印する必要がありますか(法第 27 条の 2 第 5 項関係)。

(答)

公開買付けによる買付け等の通知書(他社株府令第1号様式)については、 必ずしも1通ずつ実際に押印をする必要はなく、例えば、公開買付者の印鑑に 係る印影を所定の箇所に印刷することでも足りるものと考えられます。

(問 28) 買付者が株式会社である場合、その取締役ではない執行役員は、いわゆる形式的基準による特別関係者となる「役員」に該当しますか(法第 27条の2第7項関係)。

(答)

該当しないと考えられます。

ただし、役職名にかかわらず、いわゆる実質的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第2号の特別関係者)に該当する可能性があるため、共同して株券等を取得することを合意している者等に該当しないかに留意する必要があります。

(問 29) 組合が組合の事業活動として行う株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がある場合、公開買付者・特別関係者となるのは誰ですか(法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号、法第 27 条の 3 第 1 項及び第 2 項関係)。

(答)

公開買付規制との関係においては、組合自体を公開買付者とすることができると考えられます。

(注) この問における「組合」とは、法人その他の団体(令第4条の4第1項 第2号)に該当する組合をいいます。

その場合、公開買付開始公告の「公開買付者の氏名又は名称」の項目及び公開買付届出書の表紙の「届出者の氏名又は名称」の欄には、組合名及び業務執行組合員等の氏名又は名称(業務執行組合員等が法人等である場合には、その代表者の役職・氏名)を記載すべきであると考えられます。

組合自体を公開買付者とする場合、①当該組合の役員、②当該組合が特別資本関係を有する法人等、③当該組合に対して特別資本関係を有する者については、以下のように考えられます。

- ① 当該組合の役員 当該組合の業務執行を決定する者、すなわち、業務執行組合員等がこれ に該当すると考えられます。
- ② 当該組合が特別資本関係を有する法人等 組合財産として他の法人等の総株主等の議決権の 20%以上を有する場合における当該他の法人等がこれに該当すると考えられます。
- ③ 当該組合に対して特別資本関係を有する者 当該組合の財務及び営業又は事業の方針を決定する権限(通常、業務執

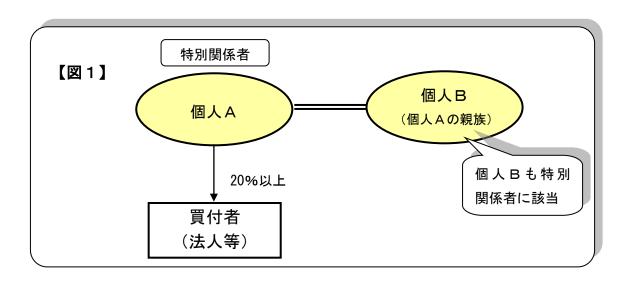
行組合員等が有すると考えられます。)全体の 20%以上を有する者(例えば、5名の多数決により決定する場合、それぞれの者が権限全体の 20%を有すると考えられます。)がこれに該当すると考えられます。

(注) これに該当しない場合であっても、特に、組合員が少数である場合などにおいては、いわゆる実質的基準による特別関係者(法第 27条の2第7項第2号の特別関係者)に該当しないかに留意する必要があります。

(問30) 法人等である買付者の総株主等の議決権の20%以上を所有する個人の 親族はいわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか(法第27条の 2第7項第1号関係)。

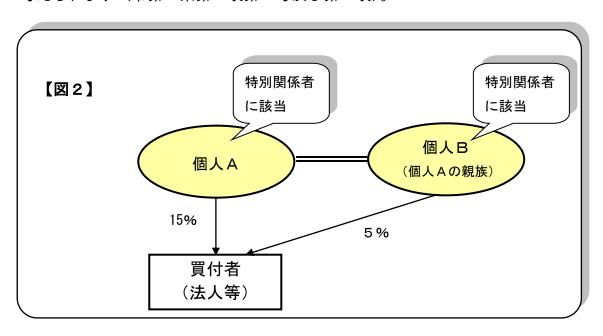
(答)

法人等である買付者の総株主等の議決権の20%以上を所有する個人(【図1】の個人A)はいわゆる形式的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第1号の特別関係者)に該当しますが(令第9条第2項第3号)、その者の親族(配偶者並びに一親等内の血族及び姻族。【図1】の個人B)も、買付者の形式的基準による特別関係者に該当するものと考えられます(令第9条第2項第3号及び第3項)。



また、以下の【図2】のような関係にある場合も、個人Aと個人B(個人Aの親族)が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の20%以上を所有するため、個人A・Bはいずれも買付者の形式的基準による特別関係者に該当するものと

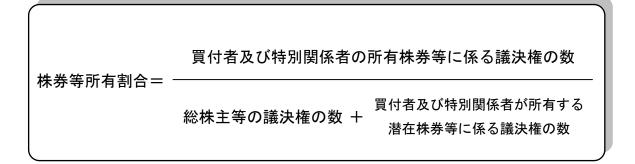
考えられます(令第9条第2項第3号及び第3項)。



(問 31) 株券等所有割合の計算において、①対象者が所有する自己株式や②いわゆる相互保有により議決権のない株式はどのように取り扱われますか (法第 27 条の 2 第 8 項関係)。

(答)

株券等所有割合は、基本的に以下の式により計算されます(法第 27 条の 2 第 8 項、他社株府令第 6 条)。



この式において、

- ① 対象者が所有する自己株式は分母・分子ともに議決権の数に含めません。
- ② これに対し、いわゆる相互保有により議決権のない株式 (会社法第 308 条第 1 項、会社法施行規則第 67 条第 1 項参照) は分母・分子ともに議決権

の数に含めます。

なお、分母の「買付者及び特別関係者が所有する潜在株式に係る議決権の数」は、買付者又は特別関係者が複数いる場合、すべての買付者及びすべての特別 関係者が所有する潜在株券等に係る議決権の数であると考えられます。

(問 32) 株券等所有割合の計算において、買付者又はその特別関係者が出資する組合が、組合財産として所有する対象者の株券等はどのように取り扱われますか(法第 27 条の 2 第 8 項関係)。

(答)

組合契約の内容及び当該組合の実態に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、買付者又はその特別関係者が、組合財産である対象者の株券等のうち、自己の持分に相当する部分を、自らの意思に基づき取得することができる場合(例えば、役員持株会の会員である場合は、これに該当すると考えられます。)には、当該部分を、当該者が了知し、又は容易に了知し得る範囲で、その所有に係る株券等として計算すべきであると考えられます。

(注)容易に了知し得るか否かは、組合契約の内容や当該組合の実態のほか、 株券等所有割合の計算が問題となる状況によっても異なり得ると考えられます。例えば、組合員が少数であれば少数であるほど、通常、了知することが容易になると考えられます。また、多数の取引が反復継続して行われているような状況においては、個々の取引の時点での自己の持分に相当する部分は容易に了知し得ないと考えられる一方、公開買付けのような単発の取引が行われる状況においては、当該時点での自己の持分に相当する部分は、通常、容易に了知し得ると考えられます。

また、買付者又はその特別関係者が、組合財産である対象者の株券等について議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資するのに必要な権限を有する場合、その所有に係る株券等として計算する必要があります(令第7条第1項第2号及び第3号)。

さらに、当該組合自体が買付者の特別関係者に該当する場合、組合財産である対象者の株券等のすべてを買付者の株券等所有割合に算入する必要があります。

なお、例えば、組合が買付者となり、その組合員が特別関係者となる場合のように、同一の株券等が、複数の買付者又は特別関係者の所有に係る場合、株券等所有割合の計算においては、買付者(買付者又は特別関係者のいずれか一方が複数である場合には、いずれかの買付者又は特別関係者)の所有に係る株券等として計算すれば足りる(二重にカウントする必要はない)と考えられます。

(問 33) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合、公開買付届出書の添付書類である「公開買付けに要する資金・・・の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 2 項関係)。

(答)

「公開買付けに要する資金···の存在を示すに足る書面」(他社株府令第 13 条第1項第7号)は、決済に要する資金の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。

したがって、公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受けるため、「公開買付けに要する資金・・・の存在を示すに足る書面」として融資証明書等を添付する場合には、当該融資証明書等によって、当該貸付けが相当程度の確度をもって実行されるものであることが裏付けられなければならないと考えられます。相当程度の確度があるか否かは、貸付人の状況及び貸付けに係る契約又は合意の内容等の事実関係に照らし、個別事案ごとに判断する必要があります。

具体的には、例えば、以下のような場合には、相当程度の確度がある場合には該当しないと考えられます。

- 貸付人の資力に疑義があることが明らかである場合
- 貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件が付されて おり、当該前提条件の内容が、重要な点において具体的かつ客観的では ない場合
- ・ 貸付人において、貸付けの実行のために当該時点において必要な内部的 な手続(事前の条件提示に係る稟議・決裁等)が行われていない場合

また、相当程度の確度があるというためには、以下の点が確保されている必

要があると考えられます。

- 貸付人の承諾なく公開買付期間が延長されていないことを貸付けに係る 契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件とする場合には、与信判 断に与える影響が軽微な事由による延長について当該承諾を不合理に拒 否しないこととなっていること
- ・ 当該融資証明書等の効力に期限が付されている場合には、少なくとも、 当初の公開買付期間(当初から予定されている延長を含みます。)及び公 開買付けの終了から決済までの期間に 10 営業日を加えた期間をカバー するような期限であること

なお、当該貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件が付されている場合には、当該前提条件のうち、重要な事項の内容(いわゆる表明・保証等、当該前提条件において言及されている事項のうち、重要な事項の内容を含みます。以下この問において同じです。)を公開買付届出書に具体的に記載し、又は、当該前提条件のうち、重要な事項の内容が記載された書面を添付する必要があると考えられます。

- (注) 当該前提条件の内容が個人のプライバシーや会社の営業秘密に関わるなどの理由により、その開示をすることが、貸付人、公開買付者又は対象者その他の者の利益を著しく害するおそれがある場合には、当該利益に配慮した開示の方法が認められると考えられます。
- (問 34) ①公開買付けの対象者が自己株式を所有している場合や②公開買付者の特別関係者が所有する株券等について当該公開買付けに応募しないことを合意している場合であっても、いわゆる全部勧誘義務が生じる場合には、「買付け等に要する資金等」及び「公開買付けに要する資金」にそれらの株券等に相当する金額も含める必要がありますか(法第 27 条の 3 第 2 項関係)。

(答)

① 対象者が所有する自己株式

対象者が所有する自己株式で、公開買付けに応募されないことが明らかであるものに相当する金額は、「買付け等に要する資金等」(他社株府令第2号様式)及び「公開買付けに要する資金」(他社株府令第13条第1項第7号)に含まれないと考えられます。

② 特別関係者が所有する株券等

個別事案ごとに判断する必要がありますが、公開買付者の特別関係者が 所有する株券等について当該公開買付けに応募しないことを合意し、その 旨が公開買付届出書に記載されている場合については、通常、当該株券等 に相当する金額は「買付け等に要する資金等」及び「公開買付けに要する 資金」に含まれないと考えられます。ただし、当該特別関係者が合意に反 して応募するおそれがあると認められる事情が特にある場合には、この限 りではないと考えられます。

(問 35) いわゆるMBOのために行われる公開買付けにおいて、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情がある場合、 当該事情を公開買付届出書や意見表明報告書に記載する必要がありますか (法第 27 条の 3 第 2 項、第 27 条の 10 第 1 項関係)。

(答)

いわゆるMBOのために行われる公開買付けにおいては、買付価格の公正性を担保するための措置や利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容を公開買付届出書や意見表明報告書に記載することとされていますが(他社株府令第2号様式記載上の注意(6)f及び(26)、第4号様式記載上の注意(3)d)、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情があるにもかかわらず、買付価格の公正性を担保するための措置や利益相反を回避する措置のみを記載し、当該事情を記載しない場合、記載すべき重要な事項の記載が欠けていると認められる場合もあると考えられます。

買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情と しては、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・ 対象者において、公開買付価格の算定に関連して参照されることを前提として、当該MBOに参加する取締役(将来参加する予定の取締役を含みます。以下この問において同じです。)の実質的な関与の下に事業計画等の作成・変更が行われている場合であって、①当該事業計画等が、対象者において従前作成していた事業計画等と大きく異なっている場合、②当該事業計画等が前提としている事実が、対象者において従前作成していた事業計画等が前提としていた事実と大きく異なっている場合又は3対象者において、従前、事業計画等が作成されていなかった場合
- 当該MBOに参加する取締役が対象者のその他の役員及び従業員に対し

て有する実質的な支配力等に鑑み、当該取締役が当該MBOに係る対象者の意思決定(当該MBOを受け入れること、当該MBOのために行われる公開買付けに対する賛同等)に明示又は黙示に強い影響力を及ぼしている場合

(問 36) 対象者の業務執行を決定する機関が剰余金の配当を行うことについての決定をしたことを公開買付けの撤回事由とすることができますか(法第 27条の11第1項関係)。

(答)

当該決定が公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情である場合、令第 14 条第 1 項第 1 号ネの「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」として、公開買付けの撤回事由とすることができると考えられます。

(注)公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものである場合に限られます。

この点、同号に掲げるものであっても軽微なものは除かれる(同項ただし書) ことに鑑み、当該決定に係る剰余金の配当の額が最近事業年度の末日における 純資産の帳簿価額に比べ少額(例えば、10%に相当する額未満)である場合や 対象者が既に公表している配当予想の額との差異が小さい場合については、撤 回事由とすることはできないと考えられます。

(問 37) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合において、当該貸付けを受けることができないことを公開買付けの撤回事由とすることができますか(法第 27 条の 11 第 1 項関係)。

(答)

貸付けを受けることができないこと自体を撤回事由とすることはできないと 考えられます。

なお、貸付けを受けることができない原因となる事実が、令第 14 条に規定する事由(例えば、同条第 1 項第 1 号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」又は同項第 3 号ヌに規定する「イからリまでに掲げる事実に準

ずる事実」)に該当する場合には、当該事由を撤回事由とすることが考えられます。例えば、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、③対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合などは、通常、同号に規定する「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」に該当すると考えられます。

(問 38) 公開買付けに先立ち、公開買付者と対象者の大株主との間で、公開買付者の行う公開買付けに大株主が応募する旨の合意をします。当該合意の内容として、特定の事由が生じた場合には、大株主が応募を取り止めることを義務付けることは、公開買付規制上、どのような問題がありますか(法第 27 条の 11 第 1 項関係)。

(答)

公開買付けに先立ち、公開買付者が対象者の大株主との間で、公開買付者の 行う公開買付けに大株主が応募すること又は応募しないことを合意することは、 それ自体、直ちに公開買付規制に抵触するものではないと考えられます。

しかし、公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の下限を 定める場合であって、当該大株主が応募しない限り応募株券等の数が当該下限 に達せず公開買付けが不成立となることが明らかである場合においては、特定 の事由が生じた場合に当該大株主が応募を取り止めることを義務付けることは、 実質的には当該特定の事由を公開買付けの撤回事由とすることと同視されるた め、公開買付けの撤回等に関する規制(法第27条の11第1項参照)の趣旨が 及ぶものと考えられます。

したがって、上記の要件に該当する場合は、

- ① 法令上、公開買付けを撤回することができる事由(令第14条参照)以外の事由により応募の取止めを義務付けることはできず、
- ② 法令上、公開買付けを撤回することができる事由の範囲内で応募の取止めを義務付ける場合であっても、どのような場合に応募の取止めを義務付けているかについて、あらかじめ公開買付開始公告及び公開買付届出書に具体的に記載する必要があり、
- ③ 実際に当該事由が生じた場合には、公開買付開始公告の訂正及び公開買

付届出書の訂正届出書の提出が必要であると考えられます。

なお、上記の要件に該当する場合に限らず、公開買付者と対象者の大株主が公開買付けへの応募について何らかの合意をしている場合には、大株主の応募の有無が公開買付けの結果に与える影響の大きさに鑑み、その内容を公開買付届出書に具体的に記載する必要があると考えられます。

(問 39) 応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付す場合、公開買付届出書に、買付け等を行う当該株券等の数の上限として具体的な数を記載する必要がありますか(法第 27 条の 13 第 4 項関係)。

(答)

記載する必要があると考えられます。

(問 40) 令第 10 条に掲げる者(公開買付代理人等)が、公開買付者の特別関係者である場合、公開買付期間中に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をすることができますか(法第 27 条の 5 第 3 号関係)。

(答)

令第10条に掲げる者(公開買付代理人等)が、公開買付期間中に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をすることは、令第10条に掲げる者(公開買付代理人等)が公開買付者の特別関係者である場合であっても、別途買付けの禁止の例外に該当し(法第27条の5第3号、令第12条第2号)、これを行うことができると考えられます。

(問 41) 対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合、公開買付者は、公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出書の提出を行う必要がありますか(法第 27 条の 3 第 2 項 第 3 号、第 27 条の 8 第 2 項関係)。

(答)

対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合であっても、必ず公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出書の提出を行わなければならないわけではなく、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報や対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合における当該事実に該当する場合に行えば足りるものと考えられます(他社株府令第21条第3項第2号、第2号様式記載上の注意(34))。

(問 42) 公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書の提出、訂正した公開買付説明書の交付を行う必要がありますか(法第 27 条の8第2項、第 27 条の9第3項関係)。

(答)

公開買付届出書の記載事項のうち、「公開買付者の状況」の「会社の概要」「経理の状況」欄や「対象者の状況」の「最近3年間の損益状況等」「株主の状況」欄(他社株府令第2号様式)については、当該者が継続開示会社である場合には、当該者が有価証券報告書等を提出した旨(公開買付期間中に提出される有価証券報告書等の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期等)を記載事項とし、有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付することを可としています。

この場合でも、公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出したときには、添付書類の内容が変更され、また、公開買付届出書の当該欄を直接記載した場合でも当該欄の内容が大幅に変更されるため、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したとして、訂正届出書を提出する必要があるものと考えられます(他社株府令第21条第3項第2号)。

これに対して、公開買付説明書については、公開買付者又は対象者が継続開示会社であり、公開買付届出書において有価証券報告書等を提出した旨を記載 (有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付) し、公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がなされている場合には、記載事項の内容に実質的な変更が生じないこととなると考えられるため、公開買付説明書を訂正し、また、既に公開買付説明書を交付してい

る者に対し、訂正した公開買付説明書を交付する必要まではないものと考えられます。

(問 43) 有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、公開買付届出書の添付書類である「有価証券等・・・の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか(法第 27 条の3 第 2 項関係)。

(答)

「有価証券等・・・の存在を示すに足る書面」(他社株府令第 13 条第 1 項第 7 号) は、決済に要する有価証券等の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。

決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、株主総会の決議がなされていれば、決済に要する有価証券等の調達が可能であることが相当程度の確度をもって裏付けられていると考えられます。

このため、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、「有価証券等・・・の存在を示すに足る書面」として、通常、株主総会議事録の写し(株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。)を添付する必要があると考えられます。

これに対し、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が不要であるときは、通常、取締役会議事録の写し(株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。)のほか、株主総会が不要であることを確認することができる書面を添付することで足りると考えられます。

(注) 例えば、産業競争力強化法(以下「産競法」といいます。) 第 32 条第 1 項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の場合、株主総会が不要 であることを確認することができる書面として、通常、①産競法第 32 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 2 項に基づ く一定規模以下の株式の発行又は自己株式の処分であり、かつ、②産競 法第 32 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 4 項

に基づき、一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。また、会社法第816条の4第1項の規定により株式交付計画の株主総会の承認を要しない場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①会社法第816条の4第1項に基づく一定規模以下の株式交付であり、かつ、②会社法第816条の4第2項に基づき、一定の数の株式を有する株主から当該株式交付に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。

(問 44) 公開買付者は、①対象者の株式2株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式) 1株を交付し、②対象者の株式1株を応募した株主に対し、買付け等の対価として端数株式の代わりに金銭を交付することができますか。

また、公開買付者(又は公開買付者の親会社)は、1単元の株式数を100株とする株式会社ですが、①対象者の株式200株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式)100株を交付し、②200株未満の対象者の株式を応募した株主に対し、買付け等の対価として単元未満株式の代わりに金銭を交付することができますか(法第27条の2第3項、第27条の3第2項関係)。

(答)

有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価は交換比率とされておりますが、「その交換に係る差金として金銭を交付する」ことも認められております(法第27条の2第3項、令第8条第2項)。

このため、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式や単元未満株式の 代わりに金銭を交付することもできるものと考えられます。

ただし、「交換に係る差金として交付する・・・金銭」を含め、買付け等の価格は「均一の条件」でなければならないとされているため(法第27条の2第3項、令第8条第2項)、①交付される公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式)と②端数株式や単元未満株式の代わりに交付される金銭は、その価格が均一である必要があります。

また、公開買付届出書の「算定の基礎」欄には、①及び②の価格が均一であることの算定根拠を記載し(他社株府令第2号様式記載上の注意(6) e)、①について「有価証券等・・・の存在を示すに足る書面」、②について「公開買付けに要する資金・・・の存在を示すに足る書面」をそれぞれ添付する必要があると考えられます(他社株府令第13条第1項第7号)。

(問 45) 産競法第 32 条第 1 項の規定による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式を交付する場合、端数株式の交付後に端数処理による金銭の交付を行うこととなりますが(産競法第 32 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 234条第 1 項)、この場合、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りますか、それとも端数処理による金銭の交付まで「遅滞なく」行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 5 項関係)。

(答)

買付け等に係る受渡しその他の決済は、買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこととされておりますが(法第27条の2第5項、令第8条第5項第2号)、有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価はあくまで有価証券であるため、端数株式の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。

このため、公開買付者は、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りると考えられます。

会社法上の株式交付による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付する場合(会社法第 234 条第1項)も、同様です。

(注) これに対し、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付するのではなく、「交換に係る差金」(法第27条の2第3項、令第8条第2項)として端数株式の代わりに金銭を交付する場合、買付け等の対価はあくまで金銭であるため、金銭の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。このため、公開買付者は、金銭の交付を「遅滞なく」行う必要があると考えられます。

(問 46) いわゆる形式的基準による特別関係者を相手方として、立会外取引を

利用した株券等の買付け等(いわゆるクロス取引、相手方指定取引等)を行う場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。

(答)

立会外取引を利用した株券等の買付け等であっても、当該買付け等の相手方が、いわゆる形式的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第1号の特別関係者)であると特定することができる場合には、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

(問 47) 公開買付開始公告の「公開買付けの目的」にはどのような事項を記載する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 1 項関係)。

(答)

公開買付届出書の「買付け等の目的」の欄と必ずしも同一の記載をする必要はなく、公開買付けの目的の概要を記載すれば足りるものと考えられます。「公開買付けの目的」として、例えば、完全子会社化する取引の一環として公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式のすべてを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としています。」などと記載し、連結子会社化するため公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的としています。」などと記載することが考えられます。

(問 48) 公開買付開始公告に先立ち、公開買付けを実施することを予告する場合、どのような点に留意する必要がありますか(法第27条の3第1項関係)。

(答)

個別事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がないにもかかわらず、公開買付けを実施する可能性がある旨を公表するような場合、風説の流布(法第 158 条)や相場操縦行為(法第 159 条第2項第2号)等に該当する場合もあり得ると考えられます。

(問 49) 公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定めることはできますか(法第 27 条の 13

第4項関係)。

(答)

公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、 当該株券等の種類ごとに定めることはできると考えられます。

ただし、公開買付け後における株券等所有割合が3分の2以上となる場合において、手残り株を抱えることになる株主が著しく不安定な地位に置かれることを防止するため、法第27条の13第4項、同項第2号及び法第27条の2第5項・令第8条第5項第3号は、応募株券等の一部の買付け等をしないという条件設定を禁止しており、一部の株券等についてのみ買付け等を行わないことを内容とする条件の設定は、いわゆる全部勧誘義務・全部買付義務の趣旨に反し、公開買付規制に抵触するものと考えられます。

例えば、2種類の株券等を発行している会社に対する公開買付けにおいて、 一方の種類の株券等についてのみ下限に達しないときに、当該種類の株券等に ついては応募株券等の買付け等を行わないこととしつつ、他方の種類の株券等 については応募株券等の買付け等を行うことを内容とする下限の定めは、一部 の株券等についてのみ買付け等を行わないことを内容とする条件の設定に該当 すると考えられます。そのため、公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以 上となる場合には、こうした条件の設定は公開買付規制に抵触するものと考え られます。

(問 50) 公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」には、どのような事項を記載する必要がありますか(法 27 条の 13 第 4 項関係)。

(答)

公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、 当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」 及び「買付予定数の上限」欄には、いわゆる普通株式に換算した株式の数をあ わせて記載すべきであると考えられます。